建設業を営むひとのための 建設業許可の手びき 別冊(平成28年12月)

1	解体工事業の追加等について
2	正誤表10
3	様式····································
4	有資格区分コード表4 4

この「別冊」は、平成27年6月に静岡県建設事業協同組合連合会が作成 した「建設業を営むひとのための建設業許可の手びき(申請・変更)」の記 載内容に、

- 1 平成 28 年以降の制度改正 (解体工事業、資格、専任性を要する工事金額等)
- 2 建設業許可申請書等様式の改正
- 3 正誤表

を加え、かつ、各種表を添付したものです。

「建設業を営むひとのための建設業許可の手びき(申請・変更)」を参照しながら、御確認願います。

Ⅰ 解体工事業の追加等について

1 解体工事業の追加(28→29業種へ)

(1) 建設業法の一部改正について

平成 26 年6月4日の建設業法等の一部を改正する法律の制定及び平成28年6月1日の施行により、新たに「解体工事業」が新設されました。これにより、許可業種は合計29業種になりました。

平成 28 年	5月31日以前	平成 28 年6月1日以降
一式業種	2(土木、建築)	一式業種 2(土木、建築)
専門業種	26	専門業種(27(解体工事業を含む)
合 計	28業種	合計 29業種

(2) 「解体工事業」の内容、区分、例示の考え方について

「解体工事業」の新設に伴い、国土交通省は、建設工事の区分の考え方を示した建設 業許可事務ガイドラインを前項のとおり改正しました。

このガイドラインの改正においては、これまでとび・土工・コンクリート工事の一部 としていた工作物の解体等を行う工事を、「解体工事」の「建設工事の内容」に移し、「建 設工事の例示」の「工作物解体工事」をとび・土工工事業から解体工事業に移しました。

建設工事の種類 (建設業法別表 第一の上欄)	建設工事の内容 (昭和47年3月8日建設省告 示第350号)	建設工事の例示 (平成15年4月3日 建設業許可事務 ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (平成14年4月3日 建設業許可事務ガイドライン)
とび・土エ・コン クリートエ事	イ)足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、工作物の解体**等を行う工事ロ)~ハ)(略)	イ)とび工事、ひき 工事、足場等仮設 工事、重量物の揚 重運搬配置工事、 鉄骨組立て工事、 コンクリートブロッ ク据付け工事、工 作物解体工事**	(略)
解体工事※	工作物の解体を行う工事※	工作物解体工事※	● それぞれの専門工事において建設される目的物に ついて、それのみを解体する工事は各専門工事に 該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木 工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ土木 一式工事や建築一式工事に該当する。**

とび・土工・コンクリート工事に含めていた解体工事を「工作物の解体を行う 工事」として業種を分離する

ただし、国への照会事例において、解体工事業で行うことができるのは、<u>施工管理を要しない</u>家屋の解体等の請負工事であると回答しています。

※施工管理:工作物の建設、解体等に当たり実施する総合的な企画、指導、調整

建築一式工事

解体工事

各専門工事

ビルの建て替え工事

古いビルの解体工事と、同じ敷地内に新たにビルを建設する工事を一体で 請け負う工事

家屋等の解体工事

家屋等の工作物を 解体する工事

信号機の解体工事

元請が信号機のみ を解体する工事。 →電気工事に該当









注意:建築一式工事だけの許可しか有しない建設業者は このような解体工事を行うことはできない(国の解釈)。

(3) 業種追加の手続き

解体工事業の許可の取得を追加で希望する建設業者は、「解体工事業」許可を「業種追加」申請(または「般・特新規」申請)することが必要となります。

申請に伴う手数料は以下のとおりです。

業種追加(例:一般建設業許可保有者が一般の解体工事業許可を追加)……5万円般・特新規(例:特定建設業許可のみ許可を保有している者が一般の解体工事業許可を追加)……9万円

2 解体工事業の技術者資格等

監理技術者及び主任技術者の資格は次のとおりです。

(1) 監理技術者の資格等

次のいずれかの資格を有する者

- ア 一級土木施工管理技士(平成 27 年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要)
- イ 一級建築施工管理技士(平成 27 年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要)
- ウ 技術士(建設部門又は総合技術監理部門(建設)、当面の間解体工事に関する実務 経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要)
- エ 主任技術者としての要件を満たす者のうち、元請として 4,500 万円以上の解体 工事に関し2年以上の指導監督的な実務経験を有する者
 - *当該講習については次ページ参照を確認願います。

(2) 主任技術者の資格等

次のいずれかの資格を有する者

- ア 監理技術者の資格のいずれか
- イ 二級土木施工管理技士(土木に限る、平成 27 年度までの合格者に対しては解体 工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要)
- ウ 二級建築施工管理技士(建築又は躯体に限る、平成 27 年度までの合格者に対しては解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要、建築については平成33年3月31日までのみなし規定はありません)
- エ とび技能士(1級)
- オ とび技能士(2級、合格後、解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者)
- 力 登録解体工事試験
 - * 当該試験及び過去の試験等の取扱いについては次ページ参照を確認願います。
- キ 大卒(指定学科)3年以上、高卒(指定学科)5年以上、その他10年以上の実 務経験(指定学科とは土木工学又は建築学に関する学科)
- ク 土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し 12 年以上の実務経験を有する 者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
- ケ 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し 12 年以上の実務経験を有する 者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
- コ とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し 12 年以上の実務経験を 有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有す る者
- シ とび・土工工事業の主任技術者(平成 28 年5月 31 日現在既存の者、平成 33 年3月 31 日までの間に限ります。)

※平成33年3月31日までの間は、とび・土工工事業の技術者(平成28年5月31日現在既存の者に限ります。)も解体工事業の技術者とみなし、営業所の専任技術者としての配置や、建設現場の現場技術者としての配置を可能とします。

【参照】登録解体工事講習及び登録解体工事試験の取扱いについて

平成 28 年 12 月 31 日現在の登録解体工事講習及び登録解体工事試験の取扱は次のとおりです。

1 登録解体工事講習

公益社団法人全国解体工事業団体連合会及び一般社団法人全国建設研修センターが行う講習を登録解体工事講習とすることとなりました。

2 登録解体工事試験

公益社団法人全国解体工事業団体連合会が行う試験を登録解体工事試験とすることとなりました。

また、次の試験に合格したものは、建設業法施行規則第7条の3第1号または第2号 に掲げるものと同等の知識及び技術または技術を有するものと認めることとなりました。

① 公益社団法人全国解体工事業団体連合会の行う平成17年度までの解体工事施

工技士資格試験に合格したもの

- ② 公益社団法人全国解体工事業団体連合会または社団法人全国解体工事業団体連合会の行う平成27年度までの解体工事施行技士試験に合格した者
- 3 解体工事業の新設に伴う法律上の経過措置
 - (1) とび・土工工事業に関する特例

施行日時点でとび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、引き続き3年間(平成31年5月31日まで)は、解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することが可能です(平成31年6月1日以降は、解体工事業の許可が必要です。)。

また、この措置は、法施行以前にとび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んできた業者に対して適用するものであり、<u>法施行後に新たに</u>とび・土工工事業の許可を取得する業者に対しては適用されません。

とび・土工工事業から解体工事業に許可を切り替える場合は、解体工事業の業種追加を行った後に、とび・土工工事業の一部廃業を行うものとします。

(2) 経営業務管理責任者の経歴

施行日前のとび・土工工事業にかかる経営業務管理責任者としての経験は、解体工事業に係る経営業務管理責任者の経験とみなします。

解体工事業の業種追加申請等を行うにあたり、法施行日前のとび・土工工事業について、5年以上の経営経験を有する場合(とび・土工工事業について、建設業法第7条第1号イ該当であると既に認められている場合)、過去の許可申請書の原本提示を行えば可とします(必要箇所は建設業許可の手びき172頁参照、この措置は法施行後の経過措置期間終了後も継続して実施します。)。

また、経営業務の管理責任者証明書(申請書様式第7号)の記載は、「とび・土工工事業」の「イ」該当で行います。

(3) 工事経歴書(様式第2号)及び直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式 第3号)の作成(許可申請及び決算終了後の変更届について)

許可申請及び決算終了後の変更届については、事業者負担等を考慮し、許可申請書及び決算終了後の変更届に添付する工事経歴書について、法施行以前に契約した工事については、とび・土工工事と解体工事とを分けて記載することを求めません。

ただし、平成 28 年6月1日以降にとび・土工工事業の経営事項審査を受審しようとする場合は、これまで提出したとび・土工工事業の工事経歴書を、新とび・土工工事業と解体工事業とに分けて作成し、経営事項審査申請書提出時に添付する必要があります。工事経歴書作成の期間、枚数等、詳しくは、平成 28 年度経営事項審査申請要領「別冊」IV-2、3をご確認願います。

なお、改正建設業法施行日以降に契約した解体工事については、経過措置規定に基づき、とび・土工工事業の許可で解体工事業を営む場合はその他工事として、許可申

請時及び許可取得後の決算終了後の変更届は解体工事業に計上して提出します。

4 営業所の専任技術者及び配置技術者(再掲)

平成33年3月31日までの間は、とび・土工工事業の技術者(平成28年5月31日現在既存の者に限る。)も解体工事業の技術者とみなし、営業所の専任技術者としての配置や、建設現場の現場技術者としての配置を可能とします。

なお平成 33 年4月1日以降は解体工事業の監理技術者、主任技術者たる技術者になるために実務経験等が必要です。このため、平成 33 年4月1日以降に要件を満たす技術者が営業所の専任技術者に配置できなければ、解体工事業に関して営業所の専任技術者不在に基づく許可取り消しの対象となります。

り 営業所の専任技術者等の実務経験

専任技術者の資格要件を実務経験で証明する場合、複数の業種を申請するときは経験期間の重複は認めていませんが、法施行前のとび・土工工事業の実務経験を使用して解体工事業の許可を取得する場合、例外的に期間の重複を認めます。

また、例えば専ら解体工事に従事した実務経験をもって法施行前のとび・土工工事業の専任技術者の資格を証明していた場合、解体工事業の許可申請にあたり、当該実務経験を重複して利用することを認めます。<u>従前のとび・土工工事業にかかる実務経験</u>証明書(様式第9号)の内容を転記し、確認書類として様式第8号、様式第9号の写しを提出(原本提示)してください(法施行後のとび・土工工事業及び解体工事業の実務経験について、同様の措置は実施しません。)。

必要な実務経験があることについて、過去にいずれの許可行政庁からも認定を受けていない場合、従前の取扱いと同様、契約書等の写しを提出(原本提示)することにより、実務経験の確認を行います(建設業許可の手びき 176 頁参照)。

4 解体工事業を業種追加する場合の工事経歴書等の作成

解体工事業の業種追加を行う場合は、解体工事の実績について「解体工事業」の工事経歴書(様式第2号)を作成し、完成工事高を記載します。また、直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第3号)については、解体工事業の業種追加に伴い完成工事高が変更となる業種(通常は「とび・土工工事業」のみ)を併せて記載してください。

なお、工事経歴書は、業種追加する業種のみを提出してください。

	雄	過措置期間中	経過措置期間中*「は、解体工事の主任技術者とみなされる者	解体工事業の主任技	解体工事業の主任技術者となることができる者
		サロのサウの世代	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一		
		(半败28年6月1 平成33年:	(平成28年6月1日時点でとひ・エエエ事業の主任技術者に終当する者は、 平成33年3月31日まで、解体工事の技術者とみなされます。)	左記の資格に加えて必要な条件	留意点
		グループ1	·1級土木施工管理技士 ·2級土木施工管理技士(土木) ·1級建築施工管理技士 ·2級建築施工管理技士(躯体)	解体工事の実務経験(1年以上)*3 若しくは登録解体工事講習の受講	平成28年度以降、「グループ1」試験に合格した者は、解体工事の実務経験若しくは登録解体講習の受講を受けなくても解体工事の主任技術者となることができます。
	・なで	ガループ2	・建設・総合技術監理(建設) ・建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造 及びコンクリート」)	当面の間、上記と同じ扱い	
	# H H 6 +	グループ3	・とび・とびエ(1級) ・とび・とびエ(2級)+とび・土エエ事業の実務経験(3年以上)* 2*3	1級:不要 2級:解体工事の実務経験(3年以上)* ^{2*3}	2級合格者が解体工事の主任技術者要件を満たすために、とび・土工工事業の実務経験は必要ありません。
御布	□畴⑷)工任技術者	グループ4	・1級建設機械施工技士 ・2級建設機械施工技士(第1種~第6種) ・2級土木施工管理技士(薬液注入) ・2級土木施工管理技士(薬液注入) ・農業[農業土木」・総合技術監理(農業]農業土木」) ・水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」) ・森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」) ・型枠施工 ・コンクリート圧送施工 ・ウェルポイント施工	経過措置期間終了後は、解体工事の主任技術者となることはできません。	術者となることはできません。
				登録技術試験(種目:解体工事)に合格した者	Мп
				2級建築施工管理技士(建築)	平成27年度以前の試験に合格した者は、解体工事の実務経験(1年以上)*3若しくは登録解体工事講習の受講が必要です。
	とび・±	エエ事業に係る	とび・土工工事業に係る実務経験(指定学科卒+3年若しくは5年以上)	解体工事の実務経験(指定学科卒*5+3年若しくは5年以上)	当しくは5年以上)
	とび・エ	エエ事業の実務	とび・土工工事業の実務経験(10年以上)	解体工事の実務経験(10年以上)	
実務級	土木工事ち、とび・・	§業及びとび・土エコ 土工工事業に係る§	土木工事業及びとび・土工工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し8年を越える実務の経験を有する者	土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関しいる る建設工事に関し8年を越える実務の経験を有する者	土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係 る建設工事に関し8年を越える実務の経験を有する者
₩ ₩		〈条件を満たす例〉 土木工事業3年67 建築工事業2年17 〈条件を満たさない例〉 土木工事業1年+2 土木工事業1年+3	月+解体工事業8年6ヶ月≥12年 月+解体工事業9年11ヶ月≥12年 豊築工事業+2年+解体工事業+9年≥12年 月+解体工事業7年3ヶ月≥12年	建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関しいるを設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に同に係る建設工事に関し係る建設工事に関し8年を越える実務の経験を有す	建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関い12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を越える実務の経験を有する者 と砂・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を越える実務の経験を有する者
華	*2…2 *2…2 *3…2 *3…2 *4…1 *5…1 *5	*1…解体工事の技術者とみなされる経過 *2…2級合格者は通常3年の実務経験か *3…資格取得後の実務経験が必要です *4…平成17年度以降に当該資格に合格 *5…土木工学又は建築学に関する学科	*!…解体工事の技術者とみなされる経過措置期間(平成33年3月31日まで)と解体工事業の許可に関する経過措置期間(平成31年5月31日まで)は異なります *2…2級合格者は通常3年の実務経験が必要ですが、平成16年4月1日時点で合格している方は必要な実務経験期間が1年に短縮されます。 *3…資格取得後の実務経験が必要です。 *4…平成17年度以降に当該資格に合格したものが対象です。 *5…土木工学文は建築学に関する学科	-関する経過措置期間(平成31年5月31日まで)は異な必要な実務経験期間が1年に短縮されます。	ります。

解体工事業(特定建設業許可)における監理技術者一覧

Ⅱ 建設業法施行令の改正

1 目的

最近における社会経済情勢の変化に鑑み、特定建設業の許可を必要とする一件の建 設工事についての下請代金の額等を引き上げる必要があるため

2 監理技術者の配置が必要となる下請契約請負代金の額の下限(元請工事に限る)

工事種別	これまでの一次下請契約請負 代金合計額の下限		6月1日以降の一次下請契約 請負代金合計額の下限
建築一式	4,500万円	\Rightarrow	6,000万円
建築一式を除く 28 業種	3,000万円	\Rightarrow	4,000万円

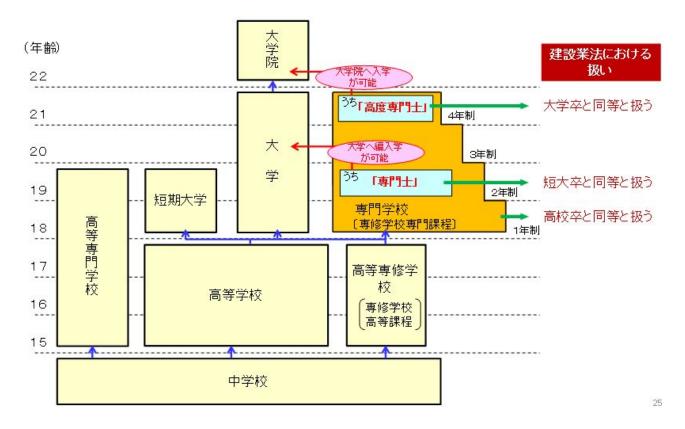
3 施行体制台帳の作成が必要となる下請契約請負代金の額の下限(元請工事に限る)

工事種別	これまでの下限		6月1日以降の下限
建築一式	4,500万円	\uparrow	6,000万円
建築一式を除く 28 業種	3,000万円	\Rightarrow	4,000万円

4 主任技術者(監理技術者)を専任で配置することが必要となる重要な建設工事の請負代金の額(元請、下請工事のすべての工事を対象とする。)

工事種別	これまでの請負代金額		6月1日以降の請負代金額
建築一式	5,000万円	\Rightarrow	7,000万円
建築一式を除く 28 業種	2,500万円	\Rightarrow	3,500万円

■ 専門学校の取扱い(主任技術者の資格要件、受験資格)について 学校教育法上での位置付けが明確であったことから、指定学科要件として認められる ことになりました。



種別	扱い	主任技術者の資格要件
高度専門士	大学卒同等	指定学科卒十実務経験3年
専門士	短大卒同等	指定学科卒十実務経験3年
専修学校専門課程(1 年制)	高校卒同等	指定学科卒十実務経験5年

建設業法施行規則別表(二)において、同要件に対応する資格コードがないため、資格コードはいずれの場合も「99その他」を使用する。

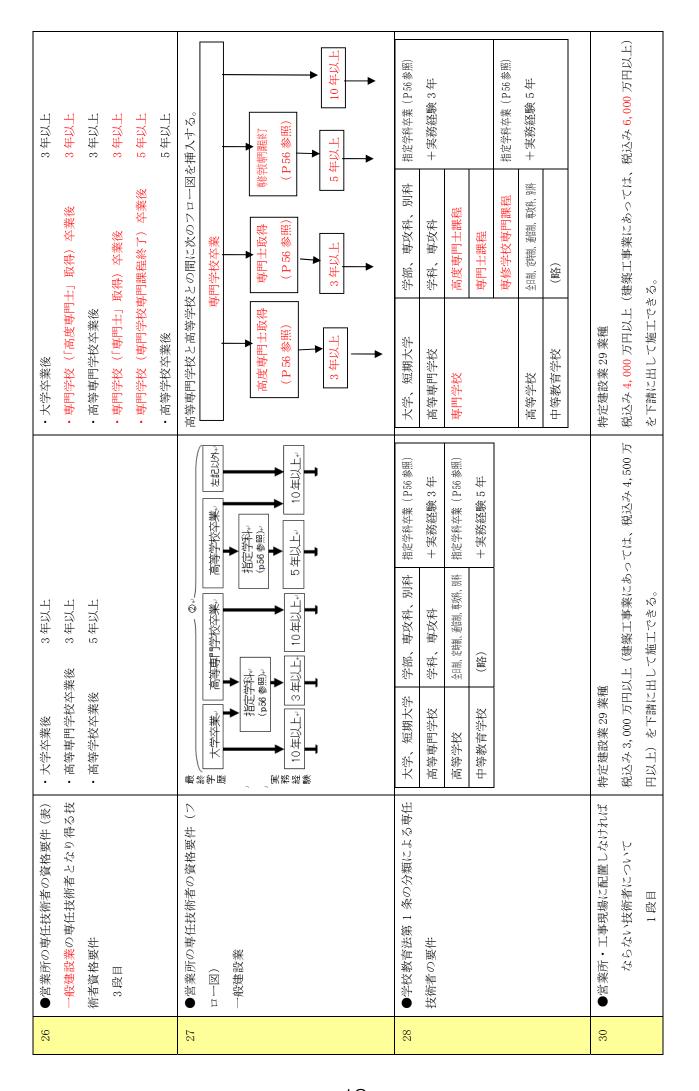
「建設業を営むひとのための建設業許可の手びき」正誤表等

「建設業を営むひとのための建設業許可の手びき」(静岡県建設事業共同組合連合会発行) について、下記のとおり誤りがありました(法改正後の様式、有資 格区分コード表に係るものを除く。)。また、建設業法改正施行等により業種及び金額等に修正箇所が発生しました。

次のとおり内容を訂正し、お詫び申し上げます。

軍	《 修正箇所	誤	正
2	法令・通達等表	最終改正 平成 26 年 9 月 9 日 政令第 308 号	最終改正 平成 28年4月6日 政令第192号
	建設業法施行令		
2	法令・通達等表	昭和 24 年 7 月 28 日 国土交通省令第 85 号	昭和 24 年 7 月 28 日 建設省 今第 14 号
	建設業法施行規則	最終改正 平成 26 年 10 月 31 日	最終改正 平成 28 年 5 月 9 日 国土交通省令第 47 号
7	下段表「建設業法の概要」	特定建設業許可	特定建設業許可
		(3,000万円以上の下請契約を結ぶ工事)	(4,000万円以上の下請契約(建築一式は6,000万円以上)を結ぶ工事)
14	1 ●一般建設業と特定建設業の区分	発注者から直接請け負う1件の工事について、その工事の全部又	発注者から直接請け負う 1 件の工事について、その工事の全部又は一部
		は一部を、下請代金の額が税込み3,000万以上※となる下請契約	を、下請代金の額が税込み 4,000 万以上※となる下請契約を締結して施
	特定建設業許可	を締結して施工しようとする場合	エしようとする場合
	(法第3条第1項第2号)	※建築工事の場合は、税込み4,500万円以上と読み替える	※建築一式工事の場合は、税込み 6,000 万円以上と読み替える
14	1 ●一般建設業と特定建設業の区分	元請A社の場合、	元請A社の場合、
	中段右	下請発注金額の合計(b円+c円+d円)が	下請発注金額の合計(b円+c円+d円)が
		●税込み 3,000 万円以上の場合	●税込み4,000万円以上の場合
		→「特定建設業」の許可が必要	→「特定建設業」の許可が必要
		●税込み 3, 000 万円未満の場合	●税込み 4,000 万円未満の場合
		→「一般建設業」の許可で可	→「一般建設業」の許可で可
		となります。	となります。
		※建築一式工事の場合は、上記の税込み 3,000 万円を税込み	※建築一式工事の場合は、上記の税込み 4,000 万円を税込み 6,000 万円
		4,500 万円と読み替えて下さい。	と読み替えて下さい。

14	よイント	●工事の規模の大小は関係ありません。	●工事の規模の大小は関係ありません。
	2 段目記載	比較的規模の大きい工事を元請として受注した場合でも、その	比較的規模の大きい工事を元請として受注した場合でも、その全部を
		全部を元請として自社施工するか、一次下請発注総額が税込み	元請として自社施工するか、一次下請発注総額が税込み 4,000 万円未満
		3,000万円未満であれば、一般建設業の許可でも大丈夫です。	(建築一式工事の場合は税込み 6,000 万円未満) であれば、一般建設業
			の許可でも大丈夫です。
15	●許可業種区分	13 (法装工事業	13 <mark>辅</mark> 装工事業
	専門工事(27 業種)		
15	●間違った申請	新 ほ し 1	新 舗 し 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
		2	2
15	●正しい申請	筋 ほ し	筋舗し
		2	2
		2	2
18	建設業許可申請書	(許可を受けようとする建設業)	04、05 欄右にカラムを追加。04 追加カラム上に「解」を挿入
18	建設業許可申請書	14 「兼業の有無」下部及び点線上部	「経営業務の管理責任者の氏名」の記載欄を追加
20	①経営業務の管理責任者の2段目	※法人の役員のうち常勤であるものの1人が	※法人の役員及び執行役員等のうち常勤であるものの1人が
21	12-1 経営業務の管理責任者	法人の場合は、常勤の役員※1であるもののうち一人が、個人の	法人の場合は、常勤の役員※1であるもの又は執行役員等※5のうち一
		場合は、本人又は支配人※2のうち一人が、経営業務の管理責任	人が、個人の場合は、本人又は支配人※2のうち一人が、経営業務の管
		者として経験を有することが必要です。	理責任者として経験を有することが必要です。
22	●経営業務の管理責任者に関する注釈	取締役設置会社において	取締役等設置会社において
	※5 執行役員等		
23	●経営業務の管理責任者としての経験		
	が認められる地位 (役職)	取締役・勢行役	□ 取締役・執行役
	法人での経験の過去	執行役員 (本社)	



	30	●営業所・工事現場に配置しなければ	剱	¥	坝	鏓	輔通	押
工事現場に配置しなければならない技 所者(ps3余自参照)上段 所者(ps3余自参照)上段 主た、特定建設業者が、元請となった工事で税込み3,000万円 (建築工事業の場合は税込み4,500万円)以上となる下請契約を締 治して施工する場合には「主任技術者」はで代えて「監理技術者」 (特定建設業の営業所の専任の技術者と同じ要件)を現場に置かなければならない(携第28条第2項。 この「主任技術者」または「監理技術者」は、(公共性のある 工事現場に配置しなければならない技 所者(ps3余自参照) 下後、第3項)。 工事現場に配置しなければならない技 所者(ps3余自参照)下段 国地方公共団体、公益法人等が発注する工事で税込み3,000 所者(ps3余自参照)下段 所者(ps3余自参照)下段 1十万4場合、下請への発注額は税込み3,000万円) (建築工事業の場合は税込み4,500万円)以上を下請に限して施 有た建設業であっても、a 全て自社施工する場合、b 下請として請け負った場合、b 下請として請け負った場合、c 1方4場合、b			華	採	脛	華		中国
			担	Н	Н	担		ı
本 本 本 本 本 本 本 本 本 本			類	 	曲	赘		
事				**	***	Н		孙
業			#			#		
			業			業		
 稀着(p53余自参照) 上段 (建築工事業の場合は税込み4,500万円)以上となる下請契約を結 結して施工する場合には「主任技術者」に代えて「監理技術者」 (特定建設業の営業所の専任の技術者と同じ要件)を現場に置かなければならない(法第26条第2項)。 この「主任技術者」または「監理技術者」は、「公共性のある 工作物に関する重要な工事」で工事 1 件の請負代金が税込み 2,500 万円(建築一式工事の場合は税込み 5,000 万円)以上の場合、現場ご配置しなければならない技 国、地方公共団体、公益法人等が発注する工事で税込み3,000 所 (建築工事業の場合は税込み4,500万円)以上を下請に出して施 中段中表 エチの場合は税込み4,500万円)以上を下請に出して施 市段中表 エチの場合は税込み4,500万円)以上を下請に出して施 市後(p53余自参照) 下段 (建築工事業の場合は税込み4,500万円)以上を下請に限る 下請となければならない技 (建築工事業の場合は税込み4,500万円)以上を下請に限る 下請となりを下請に収る 下請への発注額が税 2み 3,000万円 下請として請け負った場合、c 下請への発注額が税 3み 3,000万円 末満の場合 10 市籍として請け負った場合、c 下請への発注額が税 3人のの万円未満の場合 	31		また	、特気	定建設業者が、元請となった工事で税込み 3,000 万円	また	:、特定	特定建設業者が、元請となった工事で税込み4,000万円(建築工
## に加工する場合には「主任技術者」に代えて「監理技術者」に (特定建設業の営業所の専任の技術者と同じ要件)を現場に置か なければならない(法第26条第2項)。 この「主任技術者」または「監理技術者」は、「公共性のある 工事現場に配置しなければならない技 国、地方公共団体、公益法人等が発注する工事で税込み3,000 新者(p53余自参照) 万(建築工事業の場合は税込み4,500万円)以上を下請に出して施 中段中表 エする場合 正事現場に配置しなければならない技 (建築工事業の場合は税込み4,500万円)以上を下請に出して施 の 万(建築工事業の場合は税込み4,500万円)以上を下請に出して施 工事現場に配置しなければならない技 (建築工事業の場合は税込み4,500万円)以上を下請に出して施 下請として請け負った場合、下請への発注額は税込み 3,000万円 下請として請け負った場合、下請への発注額は税込み 3,000万円 下請として請け負った場合、下請への発注額は税込み 3,000万円 (建築工事業の場合は税込み4,500万円)未満に限る (2) 特定建設業であっても、a 全て自社施工する場合、b 下請として請け負った場合、c 下請への発注額が税 込み3,000万円未満の場合		(p53余白参照)	(建築]	上事業	纟の場合は税込み4,500万円)以上となる下請契約を締	事業の)場合は	事業の場合は税込み 6,000 万円)以上となる下請契約を締結して施工する
(特定建設業の営業所の専任の技術者と同じ要件)を現場に置かなければならない(法第28条第2項)。 この「主任技術者」または「監理技術者」は、「公共性のある 工作物に関する重要な工事」で工事 1 件の請負(をが税込み 2,500 万円(建築一式工事の場合は税込み 5,000 万円)以上の場合、現場ごとに専任で配置されることが義務付けられている(法第26条第3項)。 工事現場に配置しなければならない技 面、地方公共団体、公益法人等が発注する工事で税込み 3,000 万円 (建築工事業の場合は税込み 4,500万円)以上を下請に出して施工事現場に配置しなければならない技 ① 元請の場合、下請への発注額は税込み 3,000 万円 (建築工事業の場合は税込み 4,500万円)未満に限る 下請として請け負った場合、で下請への発注額が税・ 込み 3,000 万円未満の場合			絡して	施工,	する場合には「主任技術者」に代えて「監理技術者」	場合に	世」は	場合には「主任技術者」に代えて「監理技術者」(特定建設業の営業所の
たければならない(法第26条第2項)。 この「主任技術者」または「監理技術者」は、「公共性のある 工作物に関する重要な工事」で工事 1 件の請負代金が税込み 2,500 万円(建築一式工事の場合は税込み 5,000 万円)以上の場合、現場ごとに専任で配置されることが義務付けられている(法第64 (p53 条自参照) 方(建築工事業の場合は税込み4,500万円)以上を下請に出して施中段中表 エする場合 エする場合 エする場合 エする場合 エオスはのア円)以上を下請に出して施工する場合 エオスをはいばならない技 (建築工事業の場合は税込み4,500万円)以上を下請に出して施工する場合 (p53 余自参照) 下段 (建築工事業の場合は税込み4,500万円)未満に限る (建築工事業の場合は税込み4,500万円)未満に限る (建築工事業の場合は税込み4,500万円)未満に限る 大請として請け負った場合、c下請への発注額が税 込み3,000万円未満の場合 (方請の場合、 1)			(特定)		きの営業所の専任の技術者と同じ要件)を現場に置か、	専任の)技術者	専任の技術者と同じ要件)を現場に置かなければならない(法第 26 条第 2
この「主任技術者」または「監理技術者」は、「公共性のある 工事現場に配置しなければならない技			なけれ	ばなり	らない(法第 26 条第 2 項)。	項)。		
エキ現場に配置しなければならない技			Y) 6	$\overline{\mathbb{H}}$		7)「主任	この「主任技術者」または「監理技術者」は、「公共性のある工作物に
1.500 万円(建築一式工事の場合は税込み 5,000 万円)以上の場合、現場ごとに専任で配置されることが義務付けられている(法第26条第3項)。 第26条第3項)。 工事現場に配置しなければならない技 中段中表 中段中表 工事現場に配置しなければならない技 (建築工事業の場合は税込み4,500万円)以上を下請に出して施力を表現場に配置しなければならない技 (建築工事業の場合は税込み4,500万円)以上を下請に出して施力・3,000万円 下請の場合、下請への発注額は税込み3,000万円 (本書 (p53余白参照) 下段 (建築工事業の場合は税込み4,500万円)未満に限る (建築工事業の場合は税込み4,500万円)未満に限る (建築工事業の場合は税込み4,500万円)未満に限る (建築工事業の場合は税込み3,000万円 下請しなければならない技 (建築工事業の場合は税込み4,500万円)未満に限る (建築工事業の場合は税工する場合、b 下請と建設業であっても、a 全て自社施工する場合、b 活定建設業であっても、a 全て自社施工する場合、b 部と建設業であっても、a 全て自社施工する場合、b			工作物	ジ 		関する)重要な	関する重要な工事」で工事1件の請負代金が税込み 3,500 万円 (建築一式
(本) 現場ごとに専任で配置されることが義務付けられている(法 る 第 26 条第 3 項)。 工事現場に配置しなければならない技 中段中表 国、地方公共団体、公益法人等が発注する工事で税込み 3,000 工事現場に配置しなければならない技 (20) 元請の場合、下請への発注額は税込み 3,000 万円 本語の場合は税込み 4,500 万円)以上を下請に出して施 工事現場に配置しなければならない技 (20) 元請の場合、下請への発注額は税込み 3,000 万円 術者(p53 余自参照) 下段 (建築工事業の場合は税込み 4,500 万円)未満に限る (20) 特定建設業であっても、a 全て自社施工する場合、b 下請として請け負った場合、c 下請への発注額が税 込み 3,000 万円未満の場合			2,500	万円((建築一式工事の場合は税込み 5,000 万円)以上の場	万量工)場合は	工事の場合は税込み 7,000 万円)以上の場合、現場ごとに専任で配置され
第26条第3項)。 工事現場に配置しなければならない技 国、地方公共団体、公益法人等が発注する工事で税込み 3,000 所者(p53余自参照) 万(建築工事業の場合は税込み4,500万円)以上を下請に出して施 工事現場に配置しなければならない技 (建築工事業の場合は税込み 4,500万円)未満に限る (建築工事業の場合は扱いの発注額が税 2.2み 3,000万円未満の場合 3.300万円未満の場合 3.300万円 3.300万円未満の場合 3.300万円未満の場合 3.300万円 3.3000万円 3.300万円 3.300万円 3.300万円 3.300万円 3.300万円 3.300万円 3.300万円 3.3000万円 3.300万円 3.3000万円 3.300			今、現	影響		2 1 2	: が義務	:付けられている (法第 26 条第 3 項)。
工事現場に配置しなければならない技 国、地方公共団体、公益法人等が発注する工事で税込み 3,000 術者(p53余自参照) 工する場合 工事現場に配置しなければならない技 ① 元請の場合、下請への発注額は税込み 3,000 万円 術者(p53余自参照) 下段 (建築工事業の場合は税込み 4,500 万円)未満に限る 術者(p53余自参照) 下段 (建築工事業の場合は税込み 4,500 万円)未満に限る 下方 特定建設業であっても、a 全て自社施工する場合、b 込み 3,000 万円未満の場合 上書への発注額が税 込み 3,000 万円未満の場合 1 (3) 指定建設業であっても、a 全て自社施工する場合、b			第 26 ∮	条第3	頃)。			
術者 (p 53 余 1 参照) 万 (建築工事業の場合は税込み4,500万円)以上を下請に出して施工事業の 工事る場合 工事現場に配置しなければならない技 (本名 (p 53 余 1 参照) 下段 (建築工事業の場合は税込み 4,500万円)未満に限る (本名 (本名 全で自社施工する場合、b 下請として請け負った場合、c 下請への発注額が税 大計 として請け負った場合、c 下請への発注額が税 込み 3,000万円未満の場合 大計 として請け負った場合、c 下請への発注額が税 込み 3,000万円未満の場合 (2) 特定建設業であっても、a 全て自社施工する場合、b (3) 指定建設業であっても、a 全て自社施工する場合、b (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	31	工事現場に配置しなければならない技	Ĭ	地方:		Ħ	地方公	国、地方公共団体、公益法人等が発注する工事で税込み4,000万(建築
中段中表工する場合工ま現場に配置しなければならない技①元請の場合、下請への発注額は税込み 3,000 万円①術者(p53 余白参照) 下段(建築工事業の場合は税込み 4,500 万円)未満に限る (定定定金額) 下段②特定建設業であっても、a 全て自社施工する場合、b 下請として請け負った場合、c 下請への発注額が税 込み 3,000 万円未満の場合②3指定建設業であっても、a 全て自社施工する場合、b 込み 3,000 万円未満の場合③			万(建多	松工事	事業の場合は税込み4,500万円)以上を下請に出して施	土	きの場合	工事業の場合は税込み 6,000 万円)以上を下請に出して施工する場合
工事現場に配置しなければならない技①元請の場合、下請への発注額は税込み 3,000 万円①術者 (p53 余白参照) 下段(建築工事業の場合は税込み 4,500 万円)未満に限る (定定金額を含める) (定定金額を定めるでも、a 全て自社施工する場合、b (立み 3,000 万円未満の場合) (立み 3,000 万円未満の場合) (3) 指定建設業であっても、a 全て自社施工する場合、b (3) 指定建設業であっても、a 全て自社施工する場合、b (3)		中段中表	L+2	编合				
(p 53 余白参照) 下段 (建築工事業の場合は税込み 4,500 万円)未満に限る (2) 特定建設業であっても、a 全て自社施工する場合、b (2) 下請として請け負った場合、c 下請への発注額が税込み 3,000 万円未満の場合 (3) 指定建設業であっても、a 全て自社施工する場合、b (3)	31				請の場合、下請への発注額は税込み 3,000 万円	\bigcirc		元請の場合、下請への発注額は税込み 4,000 万円(建築工
特定建設業であっても、a 全て自社施工する場合、b(2)下請として請け負った場合、c 下請への発注額が税 込み 3,000 万円未満の場合 指定建設業であっても、a 全て自社施工する場合、b(3)		(p53余白参照))	3築工事業の場合は税込み 4,500 万円)未満に限る		帯	事業の場合は税込み 6,000 万円)未満に限る
下請として請け負った場合、c下請への発注額が税込み 3,000 万円未満の場合指定建設業であっても、a 全て自社施工する場合、b③			8	本	定建設業であっても、a 全て自社施工する場合、b	<u>(S)</u>		特定建設業であっても、a全て自社施工する場合、b下請とL
込み 3,000 万円未満の場合 指定建設業であっても、a 全て自社施工する場合、b ③				۲) 語 日	て請け負った場合、c 下請への発注額が税込み 4,000 万円
指定建設業であっても、a 全て自社施工する場合、b ③				Ä	み 3,000 万円未満の場合		張	第の場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
			<u></u>	픒	定建設業であっても、a 全て自社施工する場合、b	<u>(6)</u>		指定建設業であっても、a 全て自社施工する場合、b 下請とL

		下請として請け負った場合、c 下請への発注額が税込み 3,000 万円(建築工事業の場合は税込み 4,500 高の (1)未満の場合 (2) 税込み 3,000 万以上を下請に出して施工する場合 税込み 3,000 万以上を下請に出して施工する場合 事で税込み 3,000 万(建築工事業の場合は税込み 4,500 万円)以上を下請に出して施工する場合 税込み 3,000 万円(建築工事業の場合は税込み 4,500 万円)以上を下請に出して施工する場合 (2,500 万円)以上を下請に出して施工する場合	て請け負った場合、c 下請への発注額が税込み 4,000 万円 (建築工事業の場合は税込み 6,000 万円)未満の場合 税込み 4,000 万以上を下請に出して施工する場合 込み 4,000 万(建築工事業の場合は税込み 6,000 万円)以上を下請に出して施工する場合 税込み 4,000 万円(建築工事業の場合は税込み 6,000 万円)以上を 形計に出して施工する場合 税込み 4,000 万円(建築工事業の場合は税込み 6,000 万円)以上を 下請に出して施工する場合
35	【注5】一定の法令の規定とは(p 367~370 参照)	《法第8条第8号に基づく》 ・「刑法(明治40年法律第45号)」、刑法第208条の3、 	《法第8条第8号に基づく》 ・「刑法(明治 40 年法律第 45 号)」、刑法第 208 条の 2、
39	(4) 工事現場における施工体制等に関する義務②工事現場への主任技術者等の専任配置義務《法第26条第3項》	個人住宅を除くほとんどの工事で、請負代金の額が税込み 2,500万円 (建築一式工事の場合は税込み5,000万円) 以上の工 事に係る主任技術者又は監理技術者は、当該工事現場に専任しな ければならず、他の工事現場との兼務ができません。	個人住宅を除くほとんどの工事で、請負代金の額が税込み 3,500 万円 (建築一式工事の場合は税込み 7,000 万円)以上の工事に係る主任技術 者又は監理技術者は、当該工事現場に専任しなければならず、他の工事 現場との兼務ができません。
36	(4) 工事現場における施工体制等に関する義務(4) (4) (4) (4) (5) (5) (6) (7) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	発注者から工事を直接請け負った特定建設業者が、税込み3,000万円 (建築一式工事にあっては税込み4,500万) 以上を下請負して工事を施工する場合にあっては、当該工事に係る全ての下請業者を明らかにする施工体制台帳を作成する義務があります。	発注者から工事を直接請け負った特定建設業者が、税込み 4,000 万円 (建築一式工事にあっては税込み 6,000 万) 以上を下請負して工事を施工する場合にあっては、当該工事に係る全ての下請業者を明らかにする施加工体制台帳を作成する義務があります。
44	16 許可制度の法体系(法第1条~第 17条等)第7条許可の基準 とび・土工・コンクリート工事の「建 設工事の内容」	第1号 法人の常勤の役員の1人が、個人事業主又は支配人の1 人が イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、 鉄骨等の組立て、工作物の解体等を行う工事	第1号 法人の常勤の役員 <mark>又は執行役員等</mark> の1人が、個人事業主又は支配人の1人が 配人の1人が イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等 の組立等を行う工事

4	井」 多用土 「「セン・」 十二 ※~」	イ シバ丁車 パネ丁車 兄場等仮設丁車 看量物の場番海岬	1 1 2 1 2 1
444		「1914」の「147」のでは、「1927年」で、「1927年」で、「1927年」を表現して、「1927年)に、1927年)に、192	
	設工事の例示」	めれれ立くエザ、コイイン・ドイロ 解体工事	鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事
48	建設工事の種類	ほ装工事	輔 装工事
49	許可業種	ほ装工事業	辅 按工事業
52	17 建設工事の種類・内容・例示・区、	*解体工事の内容、例示、区分の考え方は、平成 28 年 6 月まで に適用します。	(削除)
	Ŕ	また、とび・土工・コンクリート工事の内容「工作物の解体等を	
		行う工事」及び例示「工作物解体工事」は、解体工事の適用に際	
		し、削除されます。	
53	●余白を借りて	①公共工事・民間工事、元請工事・下請工事を問わず、公共性の	①公共工事・民間工事、元請工事・下請工事を問わず、公共性のある又
		ある又は多数の者が利用する施設もしくは工作物に関する重要	は多数の者が利用する施設もしくは工作物に関する重要な工事で税込
		な工事で税込2,500万円 (建築一式は5,000万円) 以上の建設工	3,500万円(建築一式は7,000万円)以上の建設工事現場の配置技術者(主
		事現場の配置技術者(主任技術者または監理技術者)は専任であ	任技術者または監理技術者)は専任であることが求められ、当該工事の
		ることが求められ、当該工事の工事期間中は、他の建設工事現場	工事期間中は、他の建設工事現場の技術者として配置できません(法第
		の技術者として配置できません(法第 26 条第 3 項)。	26条第3項)。
53	●余白を借りて	③指定7業種(土木、建築、管、造園、鋼構造物、ほ装、電気)	③指定7業種(土木、建築、管、造園、鋼構造物、舗装、電気)におけ
		における特定建設工事(下請金額の合計が税込み3,000万円(建	る特定建設工事(下請金額の合計が税込み 4,000 万円(建築一式は税込
		築一式は税込み4,500万円)以上の元請工事)では、工事現場に	み 6,000 万円) 以上の元請工事) では、工事現場における監理技術者の
		おける監理技術者の資格要件は、1級国家資格者または国土交通	資格要件は、1級国家資格者または国土交通大臣特別認定者に限られま
		大臣特別認定者に限られます。	す。
99	●規則第1条で定める学科	土木工事業、ほ装工事業	土木工事業、舗装工事業
	許可を受けようとする建設業		
99	●規則第1条で定める学科	左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・	左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れん
	許可を受けようとする建設業	れんが・ブロック工事業、塗装工事業	が・ブロック工事業、塗装工事業、 <mark>解体工事業</mark>
56	●規則第1条で定める学科	大学、短期大学 学部、専攻科、別科 指定学科卒業 (P56参照)	大学、短期大学 学部、専攻科、別科 指定学科卒業 (P56参照)
		高等専門学校 学科、専攻科 +実務経験3年	高等専門学校 学科、専攻科 +実務経験3年

19 19 19 19 19 19 19 19			高等学校 4	全日制、定時制、通信制、専攻科、別科	指定学科卒業 (P56参照)	専門学校	高度専門士課程			
19 国家資格等一號 (定業所の専任技術 別無参照 本統一式 600 万円			中等教育学校	(器)	十実務経験5年		専門士課程			
19 回家資格等一覧 (音楽所の専任技術) 別様参照 24 (支援) 24 (大学) 24 (專修学校専門課		6 参照)	
3) 告示・規則第7条の3 等						高等学校	定時制、通信制、		<u>H</u>	
(2 美所の毎任技術 助紙参照 (2 美所の毎任技術 助紙参照 (2 主要項目の変遷						中等教育学校	(略)			
本分 4万・規則第7条の3等 建築一式 50 万円 その他 20 連行 施行 施行 施行 施行 第0 万円 (2 主要項目の変遷 度換 1 項票 主要項目の変遷 建築一式 450 万円 その他 150 万円 配約 24 年 8 月 20 日	28	1	別紙参照			別紙参照				
2 主要項目の変遷 (注意3 全	}	者) 告示・規則第7条の3等								
22 主要項目の変遷 (法第3条第1項関係	63									
定義令第1条の2) 第0万円 昭和24年8月20日 部の万円 昭和24年8月20日 昭和24年8月20日 昭和24年8月30日 昭和24年8月30日 昭和24年8月30日 昭和24年8月30日 昭和24年8月30日 日本の万円 日本を上の月日 日本を上の万円 日本の万円 日本の万円 日本の万円 日本の万円 日本の万円 日本の万円 日本の万円 日本の万円 日本を上の万円 日本の万円 日本を上の万円 日本を上の万円 日本を上の万円 日本の万円 日本を上の万円 日本の万円 日本を上の万円 日本を上の万円 日本を上の万円 日本の万円 日本の万円 日本の万円 日本の万円 日本の万円 日本の万円 日本の万円 日本の万円 日本の万円 日本のの万円	69	22 主要項目の変遷	1	その他	施行	1	その他	施行		
だし書き今第1条の2) 60万円 昭和31年8月30日 田和31年4月1日 1,000万円 田和31年4月1日 日本第一式 1,000万円 田和31年4月1日 上の00万円 田和31年4月1日 上の00万円 田和31年4月1日 日本第一式 1,000万円 田和31年4月1日 日本第一式 2,000万円 日和31年4月1日 上の00万円 田和31年4月1日 日本8年11月1日		1軽微な工事(法第3条第1項関係た	30 7	5円	Я 20	30 万	F	8月20		
建築一式 500 万円 総和 24 年 8 月 20 日 認の万円 総和 24 年 8 月 20 日 300 万円 間和 24 年 8 月 20 日 間和 24 年 8 月 20 日 150 万円 昭和 34 年 8 月 30 日 150 万円 昭和 34 年 8 月 30 日 150 万円 昭和 34 年 8 月 31 日 150 万円 昭和 34 年 8 月 31 日 150 万円 昭和 34 年 8 月 31 日 150 万円 昭和 34 年 8 月 31 日 150 万円 昭和 34 年 4 月 1日 150 万円 昭和 34 年 4 月 1日 150 万円 昭和 34 年 1月 1日 150 万円 昭和 34 年 1月 1日 150 万円 四和 35 年 10 月 1日 150 0万円 四和 35 00 万円 四和 35 00 万円 150 0万円 四和 35 00 万円 150 0万円 150 0万円 <t< td=""><td></td><td>だし書き令第1条の2)</td><td>20 2</td><td>5円</td><td>年8月30</td><td>50 万月</td><td>J.</td><td>年8月30</td><td></td></t<>		だし書き令第1条の2)	20 2	5円	年8月30	50 万月	J.	年8月30		
建築一式 450 万円 その他 150 万円 昭和 52 年10 月 1日 450 万円 150 万円 昭和 54 年 1月 日 建築一式 500 万円 その他 200 万円 昭和 52 年 10 月 1日 900 万円 200 万円 昭和 52 年 10 月 1日 建築一式 1,500 万円 その他 500 万円 取和 58 年 12 月 28 日 1,500 万円 取和 58 年 12 月 28 日 1,500 万円 取和 58 年 12 月 28 日 22 主要項目の変遷 基際中代は特定建設業の制度なします。 上,000 万円 配和 47 年 4 月 1日 上,000 万円 配和 47 年 4 月 1日 上,000 万円 配和 68 年 12 月 28 日 本のの 万円 配和 68 年 12 月 28 日 中,000 万円 配和 68 年 12 月 28 日 中,000 万円 配和 68 年 12 月 28 日 中,000 万円			建築一式300万円	その他 100 万円	20	300万円	100 万円	Я 20		
建築一式 900 万円 その他 300 万円 昭和 52 年10 月1日 600 万円 200 万円 昭和 52 年10 月1日 建築一式 900 万円 全の他 300 万円 昭和 59 年10 月1日 1,500 万円 不成 6 年12 月28 日 1,500 万円 取和 59 年10 月1日 22 主要項目の変遷 建築一式 1,500 万円 その他 500 万円 平成 6 年12 月28 日 1,500 万円 平成 6 年12 月28 日 2 下間契約の締結の制限 上頭 6 日本 上のの 万円 配料 1,500 万円 工版 6 年12 月28 日 (5,000 万円 工版 6 年12 月28 日 日 日 日 日 2,000 万円 工版 6 年12 月28 日 (5,000 万円 工版 6 年12 月28 日 (5,000 万円 工版 6 年12 月28 日 日			1	その他 150 万円	月 1	450 万円	150 万円	<u></u> В 1		
建築一式 900 万円 (建築一式 1,500 万円 (東東一式 1,500 万円 (大)			建築一式600万円	その他 200 万円	1	600万円	200万円	_		
22 主要項目の変遷 建築一式 1,500 万 その他 500 万円 平成 6年 12 月 28 日 1,500 万円 500 万円 平成 6年 12 月 28 日 22 主要項目の変遷 建築一式 1,500 万円 その他 2,000 万円 配布 47 年 4 月 1 日 建築一式 3,000 万 配布 47 年 4 月 1 日 大のの 万円 配布 47 年 4 月 1 日 第3,000 万円 配布 47 年 4 月 1 日 配布 45 日 1 日 配布 59 年 10 月 1 日 配布 59 年 10 月 1 日 2,000 万円 配布 59 年 10 月 1 日 配布 59 年 10 月 1 日 2,000 万円 配布 59 年 10 月 1 日 2,000 万円 配布 59 年 10 月 1 日 2,000 万円 配布 59 年 10 月 1 日 2,000 万円 四布 59 年 10 月 1 日 4,500 万円 2,000 万円 可応 6年 12 月 28 日 2,000 万円			1	その他300万円	月 1	900万円	300 万円	月 1		
22 主要項目の変遷 建築一式 その他 施行 建築一式 その他 施行 建築一式 本の地 地行 地行 本の地 地行			建築一式 1,500万	その他 500 万円	28	1,500万円	500 万円	Я 28		
22 主要項目の変遷 建築一式 本の他 施行 施行 建築一式 その他 施行 2 下請契約の締結の制限 2 下請契約の締結の制限 1,000 万円 IRM 47 年4月1日 IRM 47 年4月1日 IRM 47 年4月1日 IRM 47 年4月1日 IRM 59 年10月1日 IRM 5000万円 IRM 50000万円 IRM 50000万円 <td <="" rowspan="2" td=""><td></td><td></td><td>E</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></td>	<td></td> <td></td> <td>E</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>			E						
登録時代は特定建設業の制度なし登録時代は特定建設業の制度なし建築一式 3,000 万円と 2,000 万円田和 47 年 月 1 目日本 1,000 万円田和 47 年 月 1 目建築一式 3,000 万円日本 2,000 万円日本 2,000 万円日本 3,000 万円田和 63 年 6 月 6 目財産 2,000 万円日本 2,000 万円中本 4,500 万円中本 3,000 万円中本 2,000 万円中本 3,000 万円中本 2,000 万		69	22 主要項目の変遷	1	その他	施行		その他	施行	Ī
1,000 万円 昭和47年4月1日 昭和47年4月1日 昭和47年4月1日 昭和47年4月1日 昭和47年4月1日 二式3,000 万 その他 2,000 万 昭和63年6月6日 3,000 万円 昭和63年6月6日 3,000 万円 昭和63年6月6日 一式4,500 万 その他 3,000 万 平成6年12月28日 6,000 万円 4,500 万円 平成28年6月1日 一式4,500 万 その他 3,000 万 平成6年12月28日 6,000 万円 平成28年6月1日		2下請契約の締結の制限	登録	寺代は特定建設業の制	川度なし	登録時	代は特定建設業の制	度なし		
2,000 万円昭和59年10月1日3,000 万円昭和59年10月1日一式 3,000 万その他 2,000 万昭和63年6月6日3,000 万円昭和63年6月6日一式 4,500 万その他 3,000 万平成6年12月28日6,000 万円4,000 万円平成28年6月1日円円中4,000 万円平成28年6月1日			1,000	万円	月 1	1,000 天	5円	月 1		
一式3,000 万その他2,000 万昭和63年6月6日3,000 万円昭和63年6月6日中式4,500 万その他3,000 万平成6年12月28日6,000 万円4,000 万円平成28年6月1日			2,000	万円	<u></u> В 1	2,000 天	5円	<u></u> В 1		
円4,500万円3,000万円平成6年12月28一式4,500万その他3,000万平成6年12月28日6,000万円4,000万円平成28年6月1日円円日]		9	3,000万円	2,000 万円	9 Н		
一式 4,500 万 その他 3,000 万 平成 6年12月28日 6,000 万円 4,000 万円 平成 28年6月1 円 円			E	H		4,500万円	3,000 万円	Я 28		
					28	6,000万円	4,000万円	月 1		
			E	E					Ī	

20	22 主要項目の変遷	工事金額	工事金額	施行	工事金額	工事金額	施行	
	10 工事現場に専任で技術者を配置す	電、管、通、井200万円	それ以外600 万円	昭和47年4月1日	電、管、通、井200万円	それ以外600 万円	昭和 47 年 4 月 1 日	
	る工事金額	電、管、通、井300万円	それ以外900 万円	昭和52年10月1日	電、管、通、井300万円	それ以外900 万円	昭和52年10月1日	
		建築一式3,000万円	それ以外1,500万円	昭和59年10月1日	建築一式3,000万円	それ以外1,500万円	昭和59年10月1日	
		建築一式 5,000 万円	それ以外2,500万円	平成6年12月28日	建築一式5,000万円	それ以外2,500万円	平成6年12月28日	
					建築一式 7,000 万円	それ以外3,500万円	平成28年6月1日	
71	Chapter2 下段	旧建設業	旧建設業許可申請書(様式第1号)	1号)	新建設	新建設業許可申請書(様式)	(様式第1号)	
80	4 申請書類一覧	役員等の一覧業			役員等の一覧表(個人は	(個人は提出不要)		
	(1) 申請書類 (閲覧対象)							
	別紙1							
84	審查項目最下段図	旧建設業	旧建設業許可申請書 (様式第1	1号)	新建設	新建設業許可申請書 (様式第1	第1号)	
98	8 許可申請書記載例の会社情報	-			(最下段に法人マイナンバーを記載)	バーを記載)		
87	(1) 申請書類 (閲覧対象)	項番13			カラム番号3を「法人又は個人の別」に	は個人の別」に		
					カラム番号 4~12 を「資本金額及び出資総額」記入欄に変更	本金額及び出資総額」	記入欄に変更	
					「法人番号」記入カラムを追加	を追加 (カラム番号 10~22 番)	10~22番)	
		項番 14 下			「経営業務の管理責任者の氏名」	の氏名」記入箇所を設置		
88	記入上の注意 (様式第1号)	(加筆)			「法人番号」の欄は、申	申請者が法人の場合にのみ記入し、	のみ記入し、個人の場合に	1)/1
	15				は記入しないこと。			
88	記入上の注意 (様式第1号)	(加筆)			「経営業務の管理責任者の氏名」の欄には、		様式第7号で証明を行う経	. 数
	16を17に修正し(以下番号繰り下げ)				営業務の管理責任者の氏名を記載すること。	名を記載すること。		
	16 を作成							
88	●市町村コード及び管轄土木事務所	22461 周知郡森町	叮 袋井土木事務所	所	22461 周智郡森町	袋井土木事務所		
06	別紙一※	役員等の一覧表			役員等の一覧表(申請者が個人の場合は提出不要	が個人の場合は提出7	不要)	
	別紙1様式	「経営業務の管理責任者」	者」の欄		(削除)			
					※説明箇所についても削除			

06	下枠	個人の場合、経営業務の管理責任者に該当する者も記載するこ	(削除)
		と。個人事業主も作成すること。	
		なお、支配人を本様式に記載した場合であっても、「建設業法第3	
		条に規定する使用人一覧表」(様式第11号) に当該支配人の氏名	
		を記載すること。	
06	記入上の注意 (別紙一)	3 「経営業務の管理責任者」の欄には、当該役員等が経営業務	(削除)
		の管理責任者に該当する場合に○を記入すること。	
136	定款 上段枠内下段	ア 一級土木施工管理技士により取得できる業種(土、と、石、	ア 一級土木施工管理技士により取得できる業種(土、と、石、鋼、ほ、
		鋼、ほ、しゆ、塗、水)にあっては、土木工事業と同様の目	しゆ、塗、水、解)にあっては、土木工事業と同様の目的で可(「土
		的で可(「土木工事の請負、施工」又は「土木工事業」)。	木工事の請負、施工」又は「土木工事業」)。
		イ 一級建築施工管理技士により取得できる業種(建、大、左、	イ 一級建築施工管理技士により取得できる業種(建、大、左、と、石、
		と、石、屋、タ、鋼、筋、板、ガ、塗、防、内、絶、具) にあ	屋、タ、鋼、筋、板、ガ、塗、防、内、絶、具、解)にあっては、建
		っては、建築工事業の同様の目的で可(「建築工事の請負、施	築工事業の同様の目的で可(「建築工事の請負、施工」又は「建築工事
		エ」又は「建築工事業」)。	業」)。
140	様式第 20 号の 3	届出書への様式変更	表題と表との間に次の文書を挿入
			(1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。 (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があつたので、帰出をします。 平成 28年 6月 6日
			每十個個目標 有有關的關係 有有關的 有關係的
			新
			(営業所毎の保険加入の右無)
147	●経営業務の管理責任者としての経験		
	が認められる地位		取締役・執行役
	下段 法人での過去経験	執行役員 (本社)	執行役員等 (本社)
147	●許可申請者状況別証明者一覧	③ 他の法人の役員となり、経営業務の管理責任者として	③ 他の法人の役員(執行役員を含む)となり、経営業務の管理責任者
	申請状況 中列(すべて)		として

147	●経営業務の管理責任者としての経験		
	が認められる地位		取締役・戦行役
	上段 法人での過去経験	執行役員] (本社)	執行役員等 (本社)
157	許可申請者の住所、生年月日等に関す		上段の調書の賞罰欄の右横に捨印による訂正は認められません。を追加
	ろ調書		中段 5 様式第7号別紙…作成を要しない。の次に経営業務の管理責任
			者は不要を追加
			下段の印鑑証明書の右横に、株主・顧問・相談役の印鑑証明の写しは不
			要を追加
157	記載上の注意(様式第12号)の2	2 法人である場合においては、法人である場合においては、	2 法人である場合においては、
157	記載上の注意(様式第12号)の4		4以下の項番をずらして、項番4として次の文書を追加 4 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び 押印を要しない。
158	様式第 13 号 1 行目	現住所	住所
160	登記事項証明書	ア 一級土木施工管理技士により取得できる業種(土、と、石、	ア 一級土木施工管理技士により取得できる業種(土、と、石、鋼、舗、
	上囲み2ポツ目	鋼、ほ、しゆ、塗、水)にあっては、土木工事業と同様の目	しゆ、塗、水、解)にあっては、土木工事業と同様の目的で可(「土
		的で可(「土木工事の請負、施工」又は「土木工事業」)。	木工事の請負、施工」又は「土木工事業」)。
		イ 一級建築施工管理技士により取得できる業種(建、大、左、	イ 一級建築施工管理技士により取得できる業種(建、大、左、と、石、
		と、石、屋、夕、鋼、筋、板、ガ、塗、防、内、絶、具) にあ	屋、タ、鋼、筋、板、ガ、塗、防、内、絶、具、解)にあっては、建
		っては、建築工事業の同様の目的で可(「建築工事の請負、施	築工事業の同様の目的で可(「建築工事の請負、施工」又は「建築工事
		エ」又は「建築工事業」)。	業」)。
160	登記事項全部証明書の目的1	建設工事	建築工事
166	法人成の注意事項	(ベージ最下部に追加)	※新規許可において法人成が認められても、経営事項審査において完成
			工事高の引継ぎが認められない事例があります。詳しくは「経営事項審
			査申請要領」を御確認ください。

169	1 実務経験の緩和を認める業種の範	③熱絶縁工事 別 別 別	①熟絶禄工事 熱絶禄工事 n	"	"
	囲、緩和年数		⑩解体工 解体工事 加車	土木一式工事 "	"
				建築一式工事 "	"
				トび・土工工事 ″	"
172	(1)該当者の常勤性	※ 追加	以下執行役員の地位の確認に限る		
			③執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職	Ł員、取締役又は執行役にð	欠ぐ職
			制上の地位にあることを確認するための書類(組織図その他それに準ず)書類 (組織図その他それば	こ準ず
			る書類)		
			④業務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとする建設業に関す	「を受けようとする建設業 ル	に関す
			る事業部門であることを確認するための書類(事務分掌規定その他これ)書類 (事務分掌規定その他	他これ
			(2準ずる書類)		
			⑤取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を	引に関して業務執行権限の多	委譲を
			受けるものとして選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業	移会の決議により決められ	たた業
			務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及	引に関して、代表取締役の指	指揮及
			び命令のもとに、具体的な業務執行に専念するものであることを確認す	見念するものであることを確	確認寸
			るための書類(定款、執行役員規程、執行役員事務分掌規程、		取締役会
			規則、取締役就業規程、取締役会の議事	取締役会の議事録その他これに準ずる書類	〔
181	12-5 営業所の実態	営業所が自己所有ではない場合	③ 使用貸借契約書及び当該建物の「登記事項証明書」	記事項証明書」	
	(3)使用権限を確認する書類	②の下に追加			
181	12-6 令第3条に規定する使用人	②の下に追加	③申請者が個人であって、支配人を置く	く場合は支配人登記簿 (原本)	(x
183	12-8 資格者等·監理技術者	特定建設業 (2) 実務経験の実績	の計量のケース、アいつい事工		
		工事について、アスはイの書類の			
188	20. 専任技術者は、現場の配置技術者と	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若し	5数の者が利用する施設若し	しくは
	することができるか	若しくは工作物に関する重要な工事で、工事 1 件の請負金額が税	工作物に関する重要な工事で、工事1件	工事 1 件の請負金額が税込み 3,500	0 万円

		込み 2,500 万円 (建築一式工事の場合は税込み 5,000 万円) 以上	(建築一式工事の場合は税込み 7,000 万円) 以上のものについては、主
		のものについては、主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごと	任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに専任の者でなければならな
		に専任の者でなければならない。	٧٠٥
190	35.29 業種とは	なお、解体工事業については平成26年6月4日に公布された建	(削除)
		設業法等の一部改正する法律(平成26年法律第55号)により新	
		設され、平成 28 年 6 月までに施行する予定である。	
190	37. 一般建設業と特定建設業の違いは	下請負人の保護の徹底するため、発注者から直接請け負う一件 の建設工事につき、その工事の全部又は一部を、下請代金の額(そ	下請負人の保護を徹底するため、発注者から直接請け負う一件の建設 工事につき、その工事の全部又は一部を、下請代金の額(その工事に係る
		の工事に係る下請契約が二以上あるときは、下請代金の額の総額が、 報知をあるのの工用 (建筑工事業)とまっては報知を通りま	下請契約が二以上あるときは、下請代金の額の総額が、税込み4,000万円(沖海が工事業)を、テコロのは、1,000円円)以上の工事を下離なり、サゲエ
		銀/ルシ、枕込み3,000万円(建築工事来にあつ、レーメが込み4,500万円)以上の工事を下譜負人に施工させて営業する建設業者を特定	(建築工事系にあつてに枕込みを)MMU万円)以工の工事を「請貝人に旭工とせて営業する建設業者を特定建設業の許可の対象とし、下請負人保護
		建設業の許可の対象とし、下請負人保護の特別の義務を課したも	の特別の義務を課したものである。(下請代金の額税込み4,000万円(建
		のである。(下請代金の額税込み3,000万円(建築工事業にあっては超込み4,500万円)には一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	築工事業にあっては税込み6,000万円)には、元請負人が提供する材料等 の額け会すかい)
		またい。)	シがは日まま。/ 一般建設業の許可は、上記特定建設業の以外のものが対象となる。
		一般建設業の許可は、上記特定建設業の以外のものが対象とな	同一の建設業について、特定建設業者と一般建設業者との間において
		v°	は、その営業の範囲について特別の差異はない。ただ、一般建設業者は、
		同一の建設業について、特定建設業者と一般建設業者との間に	発注者から直接請け負った一件の建設工事につき、税込み4,000万円 (建
		おいては、その宮業の範囲について特別の走典はない。たた、一般神部業者は、怒注考から直接護は各った一佐の碑部工事につ	楽工事業にあっては祝込み6,000万円)以上の下請契約を締結して工事を拡下すストレジでまないのに対し、 佐定建設業者は、の制限が解除され
			過去~のことがこのまがつに対し、存在産政米自はこの間及が推察の45だいなくとが異なる点である。
		以上の下請契約を締結して工事を施工することができないのに	したがって、発注者から直接請け負う一件の工事の請負金額については、
		対し、特定建設業者はこの制限が解除されていることが異なる点	一般建設業者であっても、特定建設業者であっても等しく制限はなく、
		らある。	一般建設業者であっても、工事をすべて直営施工する限り、あるいは税
		したがって、発注者から直接請け負う一件の工事の請負金額につ	込み 4,000 万円(建築工事業にあっては税込み 6,000 万円)未満の工事 ユギギエー いっぱい またくがっ 4.000 ジャ
		いては、一般建設業者であっても、特定建設業者であっても等しく 細胞になく 一般神部業者ななので、 下車をよくア直が出	を下請施上させる限り、請負金額に制限はない。
		、Indoors は、 一次年度末年にあっても、工事です。 に自由過二十名のの あるいは様込み3000万円(建築工事業にあっては類	
		込み4,500万円)未満の工事を下請施工させる限り、請負金額に制限はない。	
222	建設業許可証明願	(建設業種一覧表)	(建設業種一覧表)
		13 (ま装工事業 (ほ)	13 舗装工事業 (舗)
			(追加) 29 解体工事業 (解)
		T	

666	母乳类软可萃用基	(母乳光纸一醇丰)		(母) 张铁一殿主)
677	在 医米耳 5 正 5 重	(伊欧米浦 克汝)		()建政表() 是政人
		13 (法装工事業 (ほ)		13 舗装工事業 (舗)
				(追加) 29 解体工事業 (解)
236	23 申請者チェックリスト	業種(上下段とも)水 消 清		業種 (上下段とも)水 消 清 解
				法人番号確認資料欄を末尾に追加(平成 28 年 11 月以降の様式を参考に
				してください)
243	2 届出書様式及び記載要領	様式第20号 営業の沿革 ○) 規則第4条第1項第13号	様式第 20 号 営業の沿革 〇 規則第 4 条第 1 項第 13 号
	(2) 届出書に添付するその他の届出	県税の納税証明書×	規則第4条第1項第16号	様式第20号の3 健康保険等の加入状況 〇 規則第4条第1項第17号
	練込			県税の納税証明書 × 規則第4条第1項第16号
247	●市町村コード及び管轄土木事務所	22461 周知郡森町 袋井土木事務所	事務所	22461 周智郡森町 续井土木事務所
249	記載上の注意	(法) (法)		舗 装工事業 (舗)
	7 「建設工事の種類」の欄			(追加) 29 解体工事業 (解)
251	記載上の注意	(法数工事業 (ほ)		舗 接工事業 (舗)
	6 「廃止した建設業」の欄			(追加) 29 解体工事業 (解)
254	P 毎事業年度(決算期を経過したと	(⑧の下に追加)		③健康保険等の加入状況 (様式第20号の3) ※変更があった場合 〇
	(tu			
255	②決算終了後変更届	(1) 届出書類 (閲覧対象)		様式第 20 号の 3 を追加
258	様式第22号の2(第一面)	項番36 許可番号		項番35 許可番号 項番36 法人番号 (追加: 新様式を参照願います)
259	② 別紙一	「経営業務の管理責任者」の列		(削除)
262	様式第22号の2(第一面)	項番36 許可番号		項番35 許可番号
				項番36 法人番号 (追加:新様式を参照願います)
263	様式第22号の2(第一面)	項番36 許可番号		頂番35 許可番号
				項番36 法人番号 (追加:新様式を参照願います)

308 株式第22号の2 (第一面) 収番3日 計画番号 近番3日 計画報告 近期1日 計画社会 近期1日 計画社会 近期1日 計画社会 近期1日 計画社会会 近期1日 計画社会会 近上日 計画書	265	様式第8号(第三条関係)	項番64 「今後担当する建設工事の種類」及び「現在担当して	項番64に「解」のカラムを追加及びカラム15番「ほ」を「舗」に修
株式第22号の2 (第一面) 項番36 許可番号 第438号 港小番号 (退) 株式第22号の2 (第一面) 項番36 許可番号 項番36 計可番号 項番36 計可番号 株式第22号の2 (第一面) 項番36 計可番号 項番36 計可番号 項番36 計可番号 株式第22号の2 (第一面) 項番36 計可番号 項番36 計可番号 項番36 計可番号 株式第22号の2 (第一面) 項番3 音楽しようとする建設業 企業35 計可番号 株式第22号の2 (第一面) 項番3 音楽しようとする建設業 企業35 計可番号 株式第22号の2 (第一面) 項番36 計可番号 (2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			いる建設工事の種類」	出
(株式第22号の2 (第一面) 「(新書36 計可番号 (選生) (1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1	266	2 2 号の 2 (第	3 6	3 5
株式第22号の2 (第一面) 項番36 許可番号 項番36 許可番号 項番36 許可番号 項番36 計可番号 項番36 計可番号 「工業36 財工第号 「工業36 財工第号 「工業36 財工第号 「工業36 財工番号 「工業36 財工 書 「工業36				3 6
横大第22号の2 (第一面)	268	2 2 号の 2 (第-	3 6	3 5
株式第22号の2 (第一面) 項番36 許可番号 第可番号 項番36 計可番号 12番36 計可番号 120 計画 12 計画 に関す 12 計画 に関す				3 6 法人番号
様式第22号の2 (第一面) 項番36 計可番号 項番36 計可番号 項番36 計可番号 様式第22号の2 (第一面) 項番36 計可番号 項番36 計可番号 様式第22号の2 (第一面) 項番3 営業しようとする建設業 項番3 B 計可番号 様式第22号の2 (第一面) 項番3 B 業とようとする建設業 全「舗」に修正 株式第22号の2 (第一面) 項番3 B 業とようとする建設業 資番3 B 計可番号 株式第22号の2 (第一面) 項番3 B 業とようとする建設業 資番3 B 法未募 C 項番8 B B 日本またませる建設業 株式第22号の2 (第一面) 項番8 B 営業しようとする建設業 項番3 B 法人番号 (16) 株式第22号の2 (第一面) 項番8 B 営業しようとする建設業 項番8 B E A L A B B B B B B B B B B B B B B B B B	269	2 2 号の2(第-	3 6	3 5
株式第22号の2 (第一面) 頃番36 許可番号 項番36 許可番号 項番36 許可番号 項番36 許可番号 項番36 許可番号 項番36 法人番号 (追) 株式第22号の2 (第一面) 頂番83 営業しようとする継段業 東大番号 (追) 東本番号 (追) 東本番号 (追) 株式第22号の2 (第一面) 頂番83 営業しようとする建設業 本「輸」に修正 株式第22号の2 (第一面) 頂番83 営業しようとする建設業 東大番号 (追) 株式第22号の2 (第一面) 頂番83 営業しようとする建設業 東西島3 医球に第3 営業しまりまる建設業 株式第22号の2 (第一面) 頂番83 営業しようとする建設業 東西島3 医球に第36 法人番号 (追) 株式第22号の2 (第一面) 頂番83 営業しようとする建設業 東西島3 医球に第36 法人番号 (追) 株式第22号の2 (第一面) 頂番83 営業しようとする建設業 東大番号 (追) 株式第22号の2 (第一面) 頂番83 営業しようとする建設業 東八番号 (追) 株式第22号の2 (第一面) 「東書83 営業しようとする建設とする建設しまたまた。 東本島3 区が頃番8 営業しようとする建設とするを開発を表しまたまた。 株式第22号の2 (第二面) 「東書83 営業しまたまた。 東本島3 区が頃番8 営業しまたまた。 株式第22号の2 (第二面) 「東書83 営業とよりまたまた。 東本島3 区が頃番8 営業しまたまた。				3 6 法人番号
株式第22号の2 (第一面) 項番36 許可番号 項番36 許可番号 項番35 許可番号 株式第22号の2 (第二面) 項番83 営業しようとする建設業 項番36 許可番号 株式第22号の2 (第二面) 項番83 営業しようとする建設業 2 [編] に修正 株式第22号の2 (第一面) 項番83 営業しようとする建設業 2 [編] に修正 株式第22号の2 (第一面) 項番83 営業しようとする建設業 2 [編] に修正 株式第22号の2 (第一面) 項番83 営業しようとする建設業 2 [編] に修正 株式第22号の2 (第二面) 項番83 営業しようとする建設業 2 [編] に修正 及び項番88 営業しようとする建設業 2 [編] に修正 及び項番88 営業しようとする建設業 2 [編] に修正 及び項番88 営業しようとする建設業 2 [編] に修正	270	2号の2 (第	9	3 5
様式第22号の2 (第二面) 項番36 許可番号 評可番号 項番35 許可番号 項番35 許可番号 様式第22号の2 (第二面) 項番3 営業しようとする建設業 支「舗」に修正 様式第22号の2 (第一面) 項番36 許可番号 「本名 (達) 様式第22号の2 (第一面) 項番3 営業しようとする建設業 支「舗」に修正 様式第22号の2 (第一面) 項番3 営業しようとする建設業 本「舗」に修正 模式第22号の2 (第一面) 項番3 営業しようとする建設業 東大番号 (追) 模式第22号の2 (第一面) 項番3 営業しようとする建設業 東大番号 (追) 校式第22号の2 (第二面) 項番3 営業しようとする建設業 東大番号 (追) 校式第22号の2 (第二面) 項番3 営業しようとする建設業 支「舗」に修正 及び項番8 営業しようとする建設業 本 「 議」に修正 及び項番8 営業しようとする建設業 本 「 議」に修正 及び項番8 営業しようとする建設業 本 「 議」に修正				36 法人番号
様式第22号の2 (第二面) 項番83 営業しようとする建設業 項番83及び項番88に 様式第22号の2 (第一面) 項番86 営業しようとする建設業 を「舗」に修正 様式第22号の2 (第一面) 項番83 営業しようとする建設業 東上本寺・本建設業 様式第22号の2 (第一面) 項番83 営業しようとする建設業 東本番号 様式第22号の2 (第一面) 項番88 営業しようとする建設業 本「舗」に修正 株式第22号の2 (第二面) 項番83 営業しようとする建設業 本「舗」に修正 株式第22号の2 (第二面) 項番83 営業しようとする建設業 東大番号 (追) 株式第22号の2 (第二面) 項番88 営業しようとする建設業 東大番号 (追) 及び項番88 営業しようとする建設業 東大番号 (追) 及び項番88 営業しようとする建設業 東北島 は、上のとする建設業 及び項番88 営業しようとする建設業 東北島 は、上のとする建設業 及び項番88 営業しようとする建設業 東北島 は、日のに	271	(第-		3 5
様式第22号の2 (第二面) 項番83 営業しようとする建設業 互び項番88 営業しようとする建設業 本 [輪]に修正 様式第22号の2 (第一面) 項番83 営業しようとする建設業 項番83 営業しようとする建設業 項番83及び項番88に 様式第22号の2 (第一面) 項番83 営業しようとする建設業 本 [輪]に修正 様式第22号の2 (第一面) 項番83 営業しようとする建設業 本 [輪]に修正 様式第22号の2 (第一面) 項番83 営業しようとする建設業 東本36 許可番号 様式第22号の2 (第一面) 項番88 営業しようとする建設業 東本36 計画番号 様式第22号の2 (第一面) 項番88 営業しようとする建設業 東本36 法人番号(追) 様式第22号の2 (第一面) 項番88 営業しようとする建設業 項番83 登び項番88に 様式第22号の2 (第二面) 項番83 営業しようとする建設業 項番83及び項番88に 及び項番88 営業しようとする建設業 東西828 営業しまっとする建設業 東西828 営業しまっとする建設業				3 6 法人番号
様式第22号の2 (第一面) 項番36 許可番号 内番36 許可番号 有番36 許可番号 項番36 許可番号 項番36 許可番号 項番36 許可番号 項番30 計可番号 項番30 計可番号 項番30 計可番号 項番30 計可番号 有電30 計 電 有電30 計 電 有電30 計 電 有電30 計 電 有電30 洗 上 30	271	2号の2	83 営業しようとする建	3及び項番88に
株式第22号の2 (第一面)頃番36 許可番号精可番号項番35 許可番号様式第22号の2 (第二面)項番8 営業しようとする建設業全「舗」に修正様式第22号の2 (第一面)項番8 営業しようとする建設業全「舗」に修正様式第22号の2 (第一面)項番83 営業しようとする建設業項番36 計可番号様式第22号の2 (第一面)項番83 営業しようとする建設業企「舗」に修正株式第22号の2 (第一面)項番8 営業しようとする建設業企「舗」に修正株式第22号の2 (第一面)項番8 営業しようとする建設業項番83 財工番号株式第22号の2 (第一面)項番83 営業しようとする建設業項番83及び項番88に株式第22号の2 (第二面)項番83 営業しようとする建設業項番83及び項番88に株式第22号の2 (第二面)項番83 営業しようとする建設業項番83及び項番88に株式第22号の2 (第二面)項番88 営業しようとする建設業2「舗」に修正			8 営業しようとす	を「舗」に修正
様式第22号の2 (第二面) 項番83 営業しようとする建設業 項番83及び項番88に 様式第22号の2 (第一面) 項番36 許可番号 「11年835 計可番号 様式第22号の2 (第一面) 項番83 営業しようとする建設業 「21年835 計可番号 株式第22号の2 (第一面) 項番83 営業しようとする建設業 「21年833及び項番88に 株式第22号の2 (第一面) 項番88 営業しようとする建設業 全「舗」に修正 株式第22号の2 (第一面) 項番36 計可番号 項番35 計可番号 株式第22号の2 (第二面) 項番83 営業しようとする建設業 「21年835 計可番号 株式第22号の2 (第二面) 項番83 営業しようとする建設業 「21年833及び項番88に 株式第22号の2 (第二面) 項番83 営業しようとする建設業 2「舗」に修正 及び項番88 営業しようとする建設業 2「舗」に修正	272	2 2 号の 2 (第	3 6	3 5
株式第22号の2 (第二面) 項番83 営業しようとする建設業 2 「舗」に修正 株式第22号の2 (第一面) 項番83 営業しようとする建設業 項番83 営業しようとする建設業 項番83 営業しようとする建設業 株式第22号の2 (第一面) 項番83 営業しようとする建設業 2 「舗」に修正 株式第22号の2 (第一面) 項番88 営業しようとする建設業 2 「舗」に修正 株式第22号の2 (第一面) 項番8 営業しようとする建設業 項番83 産業しようとする建設業 株式第22号の2 (第二面) 項番83 営業しようとする建設業 項番83及び項番88に 株式第22号の2 (第二面) 項番83 営業しようとする建設業 項番83及び項番88に 株式第22号の2 (第二面) 項番83 営業しようとする建設業 2 「舗」に修正				3 6 法人番号
株式第22号の2 (第一面) 項番36 許可番号 第可番号 項番36 計可番号 項番36 計可番号 項番36 計可番号 項番36 法人番号 (追) 株式第22号の2 (第二面) 項番83 営業しようとする建設業 東京上方とする建設業 本「舗」に修正 株式第22号の2 (第一面) 項番36 計可番号 東可番号 項番36 法人番号 (追) 株式第22号の2 (第二面) 項番36 計可番号 項番36 法人番号 (追) 株式第22号の2 (第二面) 項番83 営業しようとする建設業 項番3及び項番88に 株式第22号の2 (第二面) 項番83 営業しようとする建設業 有番3及び項番88に 及び項番88 営業しようとする建設業 全「舗」に修正	272	2 2 号の 2	3 営業しようとする建	83及び項番88に「解」のカラムを追加並びにカ
様式第22号の2 (第一面)項番36 許可番号許可番号項番35 許可番号様式第22号の2 (第二面)項番83 営業しようとする建設業東上本の東部 (東京第22号の2 (第一面))東本 (東京第22号の2 (第一面))東本 (東京第22号の2 (第一面))東本 (東京第22号の2 (第二面))東本 (東京第22号の2 (第二面))東本 (東京第22号の2 (第二面))東本 (東京第22号の2 (第二面))東本 (東京第22号の2 (第二面))東本 (東京第22号の2 (第二面))東本 (東京第22号の2 (第三面))東本 (東京第22号の2 (第三面))東京 (東京第22号の2 (第三			88 営業しようとす	
様式第22号の2 (第二面)項番83 営業しようとする建設業項番83及び項番88に様式第22号の2 (第一面)項番36 許可番号本「舗」に修正様式第22号の2 (第一面)項番83 営業しようとする建設業項番35 許可番号様式第22号の2 (第二面)項番83 営業しようとする建設業項番83及び項番88に及び項番88 営業しようとする建設業全「舗」に修正	273	2号の2 (第	9	2
様式第22号の2 (第二面)項番83 営業しようとする建設業項番83及び項番88に様式第22号の2 (第一面)項番36 許可番号項番35 許可番号様式第22号の2 (第二面)項番83 営業しようとする建設業項番83及び項番88に及び項番88 営業しようとする建設業項番83及び項番88に及び項番88 営業しようとする建設業全「舗」に修正				36 法人番号
様式第22号の2 (第一面) 項番36 許可番号 第可番号 項番35 許可番号 様式第22号の2 (第二面) 項番83 営業しようとする建設業 項番83及び項番88に 及び項番88 営業しようとする建設業 を「舗」に修正	273	2号の2	3 営業しようとする建	3及び項番8
様式第22号の2 (第一面) 項番36 許可番号 模式第22号の2 (第二面) 項番83 営業しようとする建設業 項番83及び項番88に 及び項番88 営業しようとする建設業 を「舗」に修正			88 営業しようとす	
様式第22号の2 (第二面) 項番83 営業しようとする建設業 項番83及び項番88に 及び項番88 営業しようとする建設業 を「舗」に修正	274	2号の2 (第	9	3 5
様式第22号の2 (第二面) 項番83 営業しようとする建設業 項番88に 及び頃番88 営業しようとする建設業 を「舗」に修正				6 法人番号
8 営業しようとする建設業	274	2号の2	83 営業しようとする建	3及び項番8
			8 営業しようとす	

1	275	様式第22号の2 (第一面)	頂番36 許可番号	項番35 許可番号
#決策22号の2 (第一面) 項番36 許可番号 (700円) (7				3 6
(前除) ((前除) ((前除) ((前除) ((前除) ((前除) ((前除) ((前除) ((前除) ((前除) ((前除) ((前除) ((前除) ((前除) ((前除) ((前除) ((前除) ((前條)	277	2号の2 (第-	3 6	3 5
② 別紙1 経営業務の管理責任者の列 (向)(株) 株式第12号 現住所 住所 株式第12号 原格役(常面・非常動) (向)(株) 株式第12号の2 (第一面) 項番36 許可番号 (前(株) 株式第12号の2 (第一面) 項番36 許可番号 (項番35 計可番号 株式第11号の2 (第一面) (項番36 計可番号 株式第11号の2 (第一面) (第2項口又はい関係)」及び「原提出の一覧表における建設 株式第22号の2 (第一面) (項番36 計可番号 (項番35 計 (2 を) 株式第22号の2 (第一面) (項番36 計可番号 (項番35 計 (2 を) 株式第22号の4 (項番56 廃止した建設業 (項番88) 株式第22号の4 (項番56 廃止した建設業 (項番88) (第56 所出のとは、(2 を) (2 を) (2 番5 日田時に計可を受けている建設業 (2 番8 8) (2 番5 日田時に計可を受けている建設業 (2 番8 8) (2 番8 8) (2 番8 8)				9
株式第22号の2 (第一面) 現住所 (本36 計可番号 (利服) (利服) 株式第22号の2 (第一面) 項番36 計可番号 項番36 計可番号 (項番35 計 項番36 計 可番号 (利服36 計 可	278		経営業務の管理責任者の列	(剝順)
株式第22号の2 (第一面) 取締役 (常勤・非常勤) (向除) 株式第22号の2 (第一面) 項番36 許可番号 項番36 計可番号 株式第22号の2 (第一面) 項番36 許可番号 項番35 計	278	様式第 12 号	現住所	住所
様式第22号の2 (第一面) 項番36 許可番号 <u>頂番35 </u>	278	様式第 12 号		(剝順)
株式第22号の2 (第一面) 項番36 計可番号 項番36 計可番号 項番36 計可番号 株式第11号の2 項番74 「今後担当できる建設工事の種類(建設業法第15条 第2項ロスはへ関係)」及び「既提出の一覧表における建設 株式第22号の2 (第一面) 項番36 計可番号 ①・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	279	2号の2 (第	9	3 5
様式第22号の2 (第一面) 頃番36 計可番号 項番35 計				3 6
様式第11号の2 項番74 「今後担当できる建設工事の種類(建設業法第15条 第2項ロスは小関係)」及び「既提出の一覧表における建設 エ事の種類」 Aージ 様式第22号の2(第一面) 項番36 許可番号 項番35 様式第22号の4 項番56 廃止した建設業 項番835 様式第22号の4 項番56 廃止した建設業 項番835 様式第22号の4 項番56 廃止した建設業 項番835 様式第22号の4 項番56 廃止した建設業 項番835 様式第22号の4 項番57 届出時に許可を受けている建設業 項番835 複数	280	2号の2 (第-	3 6	3 5
様式第11号の2 頂番74 「今後担当できる建設工事の種類(建設業法第15条 第2項 又はハ関係)」及び「既提出の一覧表における建設 メージ 様式第22号の2 (第一面) 頂番36 許可番号 様式第22号の4 頂番57 届出時に許可を受けている建設業 様式第22号の4				9
# 第2項ロ又はへ関係)」及び「既提出の一覧表における建設	281	様式第11号の2	74 「今後担当できる建設工事の種類 (建設業法第1	
工事の種類」 工事の種類」 本ージ ®定款の写し ®定款の写し 株式第22号の2 (第一面) 頂番36 計可番号 項番36 計可番号 項番36 消毒36 計可番号 株式第22号の2 (第一面) 頂番36 計可番号 項番36 消毒36 消費35 消費35 消費35 消費35 消費35 消費36 消費36 消費36 消費36 消費36 消費36 消費36 消費36			第2項ロ又はハ関係)」及び「既提出の一覧表における建設	
●事業年度終了用の変更届出書作成イ ®定款の写し (8)定款の写し (9)健康保険等 様式第22号の2 (第一面) 項番36 計可番号 1 項番36 計可番号 1 項番36 計 可番号 1 項番36 計 可番号 1 項番36 計 可番号 1 項番36 計 可番号 1 1 日本36 計 可番号 1 1 日本36 計 日本36 計 日本4日 1 1 日本36 計 日本4日 1 1 日本36 計 日本4日 1 1 日本57 日本4日本2日でいる建設業 1 1 日本831 日本57 日本4日本2日でいる建設業 1 1 日本831 日本831 日本851 日本57 日本4日本2日本2日でいる建設業 1 1 日本831 日本851 日本57 日本4日本2日本2日本2日本2日本2日本2日本2日本2日本2日本2日本2日本2日本2日			工事の種類」	
株式第22号の2 (第一面)項番36 許可番号所可番号項番35 計	283	●事業年度終了用の変更届出書作成イ	⑧定款の写し	(8定款の写し
様式第22号の2 (第一面) 項番36 許可番号 許可番号 項番36 済		٠ ١ ٢		⑤健康保険等の加入状況(様式第20号の3)(変更があった場合)
様式第22号の2 (第一面)項番36 許可番号項番36 計可番号項番36 計可番号項番36 計	286	2 2 号の 2 (第-	9	3 5
様式第22号の2 (第一面)項番36許可番号項番35計様式第22号の4項番57届出時に許可を受けている建設業項番88に様式第22号の4項番56廃止した建設業修正「項番57届出時に許可を受けている建設業項番83に項番57届出時に許可を受けている建設業項番83に				3 6
様式第22号の4項番56 廃止した建設業項番83に項番57 届出時に許可を受けている建設業項番88に様式第22号の4項番56 廃止した建設業項番83に項番57 届出時に許可を受けている建設業項番83に	287	2号の2 (第	9	3 5
様式第22号の4項番56 廃止した建設業項番83に 項番877 届出時に許可を受けている建設業項番88に 修正様式第22号の4項番56 廃止した建設業項番83に 項番83に				3 6
頃番57 届出時に許可を受けている建設業 頃番88に 様式第22号の4 項番56 廃止した建設業 項番83に 項番57 届出時に許可を受けている建設業 項番88に	287	様式第22号の4	9 9	項番83と「解」のカラムを追加
様式第22号の4 項番56 廃止した建設業 廃止した建設業 項番83に 項番57 届出時に許可を受けている建設業 項番88に			57 届出時に許可を受け	項番88に「解」のカラムを追加並びにカラム15番「ほ」を「舗」に
様式第22号の4 項番56 廃止した建設業 項番83に 項番57 届出時に許可を受けている建設業 項番88に				修正
57 届出時に許可を受けている建設業 項番88に	287	様式第22号の4	9 9	「麹」 こ 8
			57 届出時に許可を受け	項番88に「解」のカラムを追加並びにカラム15番「ほ」を「舗」に
出				修正

293	別とじ用表紙、3「書類名」	書類名		書類名(該当する変更事項に○を付けてください。	ください。)
				No11 様式第22号の3 届出書 を挿入	f.入
				No12 様式第22号の4 廃業届 を挿入	有 入
		No11	登記事項証明書	No13 登記事項証明	月 へ移動
		No12	納税証明書	No14 納税証明書	~移動
295	建設業 許可届出者用チェックリスト	(追加)		健康保険等の加入状況 (様式第20号の3)	3)
	決算期 変更があった場合			法人番号確認資料欄を末尾に追加 (平成 28 年 11 月以降の様式を参考に	兌28年11月以降の様式を参考に
				してください)	
296	参照※2	(文書の前に追加)		営業停止処分の根拠	
				第28条	
				3 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第	、その許可を受けた建設業者が第
				一項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項若しくは次項の規定に	しくは同項若しくは次項の規定に
				よる指示に従わないとき又は建設業を営む者が前項各号のいずれかに該	営む者が前項各号のいずれかに該
				当するとき若しくは同項の規定による指示に従わないときは、その者に	指示に従わないときは、その者に
				対し、一年以内の期間を定めて、その賞	一年以内の期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ず
				ることができる。	
				許可取消処分の根拠	
				第29条 国土交通大臣又は都道府県知	国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者
				が次の各号のいずれかに該当するときは、当該建設業者の許可を取り消	は、当該建設業者の許可を取り消
				さなければならない。	
				六 前条第一項各号のいずれかに該当し情状特に重い場合又は同条第三	情状特に重い場合又は同条第三
				項若しくは第五項の規定による営業の停止の処分に違反した場合	寺止の処分に違反した場合

Chapter 4 「建設業関係法規」については、静岡県建設業課ホームページ「建設業のひろば」で改正等を確認願います。

(用紙A4) 0 0 0 0 1

建設業許可申請書

この申請書により、建設業の許可を申請します。 この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

この申請者及い添付者類の記載事項は、事実に相遅あり	まぜん。	平成 年 月 日
地方整備局長 北海道開発局長 知事 殿	申請者	印
行政庁側記入欄 大臣コード 知事		許可年月日
<u>項番</u> 3		平成 4 月 月 日
		更新 計可の有効 (1. する)
申請年月日 03 平成 年		
計可を受けようとする建設業 04 土建大左と石 とする建設業 05 申請時において既に許可を受けている建設業 05 商号又は名称のフリガナ 06 23 25	屋電管タ鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園 10 10 15 20 15 25 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15	井 具 水 消 清 解
商 号 又 は 名 称		20
代表者又は個人 の氏名のフリガナ 08 3 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	10 15 15 15 16 17 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18	
代表者又は 09 9	支配人の氏名	
主たる営業所の 所在地市区町村 10 3 5	都道府県名 市区町村	名
コ ー ド	10 15	20
郵 便 番 号 1 2 3 5 - 6 ファックス番号	電話番号 10 15 15	
法人又は個人の別 13 13 (1.法人) 2.個人)	資本金額又は出資総額 法人番 13 13 15 16 17 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18	号 15 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10
兼業の有無 14 (1.有)	建以未分/下に11.7(*・*の音楽が僅城	
経営業務の管理責 任 者 の 氏 名		
許 可 換 え の 区 分	→知事許可 2. 知事許可→大臣許可 3. 知事許可→他の: 5 10	知事許可) 旧許可年月日 11 13 15
旧許可番号 16	と通大臣 知事 許可 (般 -□□) 第□□□□□□号	平成 日 年 日 月 日
役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者について	は別紙による。	
連絡先		
所属等	氏名 電話番	号
ファックス番号		

役員等の一覧表

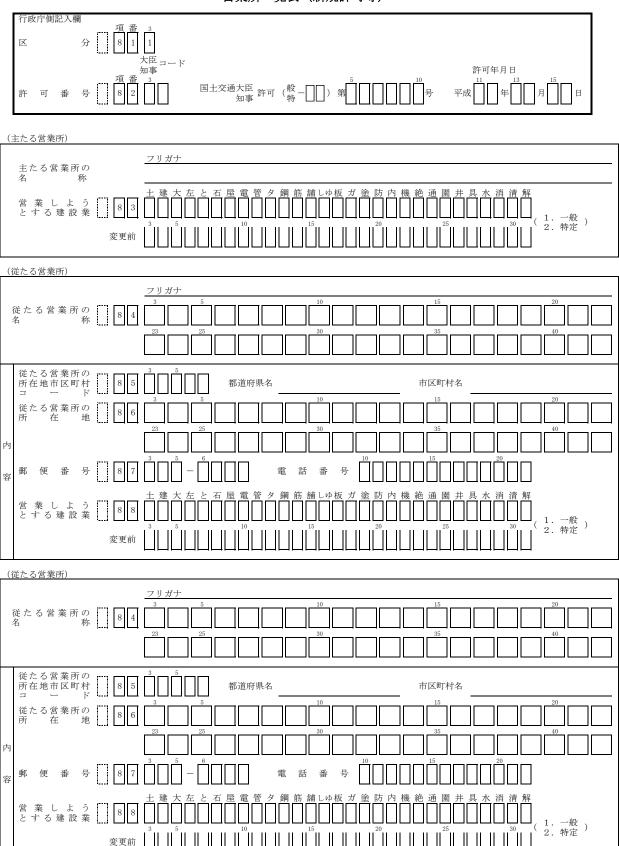
平成 年 月 日

展 第 R 6 写 米和・井米和の別			役員等の氏名及び役名等	
	フリ 氏	*** 名		常勤・非常勤の別

¹ 法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限 る。以下「株主等」という。)について記載すること。 2 「株主等」については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「常勤・非常勤の別」の欄に記載することを要しない。

別紙二 (1) (用紙A4)

営業所一覧表 (新規許可等)



(用紙A4) 00003

専任技術者証明書 (新規・変更)

(1) 下記のとおり(2) 下記のとおり		法第7条第2号 法第15条第2号 所者の交替に伴う削除の届出をします。	/o			
			平成	年	月	日
地方整備局長 北海道開発局長 知事	· 殿	申請者 届出者				印
区 分	項番61	3	る営業	術者が置 所のみの		
許 可 番 号	6 2	知事 :	年月日 日 13 年 13	月	В	
		記 (フリガナ)				_
	項番	フリガナ <u> </u>	H、昭和S	、大正7 18	「、明治M	1)
氏 名	6 3	生年月日 土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゆ板ガ金防内機絶通園井具水	消清解	月	日	
今後担当する建 設工事の種類 現在担当している 建設工事の種類	6 4					
有 資 格 区 分	6 5	$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$				
変更、追加又は 削除の年月日	平成	営業所の名称 年 月 日 (旧所属)				
専 任 技 術 者	1 9%	営業所の名称				
の 住 所		(新所属)	P77.	1 77 0	a HEVA	
氏 名	項番	3 5 10 15	.H、昭和 S	、大止门 18	「、明冶N 20	1)
	6 3	生年月日 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 L ゆ板 ガ 途 防 内 機 絶 通 園 井 县 水	1 清解	月	ПП	
今後担当する建 設工事の種類	6 4	生年月日 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 銅 筋 舗 L ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水	年 消 清 解 30	月	ППВ	
今後担当する建		主建大左と右屋電管タ鋼筋舗に砂板ガ塗防内機絶通園井具水 3 10 15 20 10 10 10 10 11 12 3 4 5 6 7 8	消清解		 日	
今後担当する建 設工事の種類 現在担当している		王建大左と石屋電管タ鋼筋 舗Lip板 ガ 釜 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 3 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	消清解	月	∐	
今後担当する建 設 工事 の 種類 現在担当している 建設 工事の種類	6 4	主建大左と右屋電管タ鋼筋舗に砂板ガ塗防内機絶通園井具水 3 10 10 15 20 25 20 25 20 25 20 25 20 25 20 25 3 4 4 5 6 7 8	消清解	<u>]</u>	П	
今後担当する種類 現在担当してい種類 有資格区分 変更、追加又は	6 4	土建大左と石屋電管夕鋼筋 舗しゅ板 ガ 釜 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 3 5 10	消清解	月	L L	
今設 現建 事 当 の して 種 型 類 る 類 を 関 上 の で 類 に の を 担 事 当 の で 種 な で 取 に の を か に の を か に の を が に り た が に 日 者	6 4	主建大左と石屋電管タ鋼筋舗に砂板ガ塗防内機絶通園井具水 3 10 15 20 20 25 25 26 25 26 25 26 27 8 15 15 15 15 15 15 17 18 17 18 17 18 18 18 18 18 18 18 18 18	消清解			4)
今設 現建 事 当 の して 種 型 類 る 類 を 関 上 の で 類 に の を 担 事 当 の で 種 な で 取 に の を か に の を か に の を が に り た が に 日 者	64 65 平成	主建大左と石屋電管タ鋼筋舗に砂板ガ塗防内機絶通園井具水 3 10 15 20 20 25 25 26 25 26 25 26 27 8 15 15 15 15 15 15 17 18 17 18 17 18 18 18 18 18 18 18 18 18	清			1)
今設現建 当のてい種 当のてい種 当のでい種 資 格 区 又 日 担 事 り し り の し り の し り り り り り り り り り り り り	64 65 平成	主建大左と石屋電管タ鋼筋舗に砂板ガ塗防内機絶通園井具水 3 5 10 1 2 3 3 5 7 9 1 13 15 17 4 月 月 日 2 3 4 5 6 7 8 13 15 17 17 日所属) 営業所の名称 (田所属) 営業所の名称 (新所属) 営業所の名称 (新所属) フリガナ 元号 (平成 5 3 10 生年月日	清 清 解 I I I I I I I I I I I I I I I I I	、大正 ¹	「、明治M	1)
今設現建有変削 専の大工担当事のしの大大工担当事大大工担当事大大 <th>6 4 6 5 平成 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·</th> <th>主建大左と石屋電管タ鋼筋舗Lip板ガ塗防内機絶通園井具水 3 5 10 15 20 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 15 17 18 15 17 18 15 17 18 15 17 13 15 17 18 18 18 18</th> <th>清 清 解 I I I I I I I I I I I I I I I I I</th> <th>、大正¹</th> <th>「、明治M</th> <th>1)</th>	6 4 6 5 平成 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	主建大左と石屋電管タ鋼筋舗Lip板ガ塗防内機絶通園井具水 3 5 10 15 20 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 15 17 18 15 17 18 15 17 18 15 17 13 15 17 18 18 18 18	清 清 解 I I I I I I I I I I I I I I I I I	、大正 ¹	「、明治M	1)
今設現建 有変削 専の と 後工在設 育更除 任 生 当のして 有変削 存 任 生 当のし も も も も も も も も も も も も も	6 4 6 5 平成 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	王建大左と石屋電管タ鋼筋舗にゆ板 ガ釜防 内機 絶 通 園 井 具 水 15 20 15 15 15 17 8 13 15 15 17 8 15 15 15 17 営業所の名称 (旧所属) 営業所の名称 (第所属) ご業所の名称 (新所属) エ号 (平成ま) 10 生年月日 土建 大 左 と 石屋電管 タ鋼筋 舗 にゆ板 ガ塗防 内機 絶 通 園 井 具 水 3 10 15 20 10 工房 (平成 2) 10 20 10 工房 (平成 2) 10 上生年月日 土建 大 左 と 石屋電管 タ鋼筋 舗 にゆ板 ガ塗防 内機 絶 通 園 井 具 水 3 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	清 清 解 I I I I I I I I I I I I I I I I I	、大正 ¹	「、明治M	
今設現建 有 変削 専の 氏 今設現建 有 変削 専の 氏 後工在設 資 更除 任 担事当のしの しの は 当のしの しの しの しの しゅつしゅつ は 単型工事 出事当事 は 類 る類 と 変換 を 変換	日 6 4 日 6 5 日 6 3 日 6 4 日 6 5 日 7 日 7 日 7 日 7 日 7 日 7 日 7 日 7 日 7 日	主建大左と石屋電管タ鋼筋舗にゆ板ガ金防内機絶通園井具水 3 5 10 15 20 25 10 15 20 25 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 15 17 18 15 15 17 18 18 18 18	清 清 解 I I I I I I I I I I I I I I I I I	、大正 ¹	「、明治M	1)

(用紙A4) 00007

国家資格者等・監理技術者一覧表(新規・変更・追加・削除)

- (1) 国家資格者等及び監理技術者の一覧は下記のとおりです。(2) 下記のとおり、国家資格者等・監理技術者一覧表の技術者に変更があつたので、届出をします。

	平成 年 月 日
地方整備局長 北海道開発局長 知事 殿	申請者 届出者
項 番 3 1. 新規許可又 2. 一般建設業の許可のみ→ は許可換え 特定建設業の許可を申請 知事	3. 有資格区分等 4. 技術者の 5. 技術者の削除 の変更 追加 許可年月日
許 可 番 号 7 2 国土交通大臣許可 (般 - 一)) 第 和事 許可 (特 - 一)) 第	5 平成 年 月 日
項番 フリガナ	元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏 名 7 3 まま 大左 と石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 L ゆ 板 フ	
今後担当できる建設工事の種類(建設業法第15条 第2号ロ又はハ関係) 74 74	
既提出の一覧表における 建設工事の種類	
1 2 3 4 5 有資格区分 7 5 0 0 0	
(フリガナ) フリガナ	元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏 名 7 3 5 10 土建大左と石屋電管夕鋼筋舗しゆ板 2	生年月日 15
今後担当できる建設工事 3 5 10 15 の種類(建設業法第15条 第2号ロ又はハ関係) 7 4 4 10 10 15	
既提出の一覧表における 建 設 工 事 の 種 類	
1 2 3 4 5 有資格区分 75	6 7 8 13 15 17
:: □□ □□ □□ □□ □□ □□ □□ □□ □□ □□ □□ □□ □□	
氏 名 7 3 5 10	元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕 生年月日 年 月日 日 年 日 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
今後担当できる建設工事 3 5 10 15 の種類(建設業法第15条 第2号ロ又はハ関係) 7 4 10 11	
既提出の一覧表における 建 設 工 事 の 種 類	
	6 7 8 13 15 17
有 資 格 区 分 7 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
フリガナ 3 <u>(フリガナ)</u> 3 <u>5 10</u>	元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕 15 18 20
	生年月日
今後担当できる建設工事の種類(建設業法第15条 第2号ロ又はハ関係) 74 3 5 10 15 15 15	
既提出の一覧表における 建設工事の種類	
	6 7 8 13 15 17
有 資 格 区 分 7 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	

様式第十二号 (第四条関係) (用紙A4)

法 人 の 役 員 等 本 人 法 定 代 理 人 法定代理人の役員等

住	所									
氏	名				生 年	月 日		年	月	日生
役	名 等									
	年 月	Ħ		賞	割	の	内	容		
賞										
罰										
	上記のと	おり相違	ありません。							
	立	成年	月	日		E	氏 名			印

記載要領

- 1 「 (法 人 の 役 員 等 本 人 法 定 代 理 人 法定代理人の役員等)」 については、不要のものを消すこと。
- 2 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の 5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る。以下「株主等」という。)について記載すること。
- 3 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
- 4 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
- 5 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 6 様式第7号別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

(用紙A4)

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

住			所														
氏			名						生	年	月	日			年	月	日生
営	業	所	名														
職			名														
	年	J	月	日				賞	Ē	Ħ	の	F	勺	容			
賞																	
罰																	
	Ŧ	:記の	と	おり相違	あり	ません	ν_{\circ}										
			平原	戈 年		月	日					H	名				印

記載要領

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

健康保険等の加入状況

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。(2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があつたので、届出をします。

平成	年	月	日

申請者	
届出者	<u>印</u>

(党業所毎の保険加力	の大畑)

(首末が) はいた (首末が) はいまた (音末が) はいまた (音が) はいまた (音			保険加入の有無		+ 111	ASSET THE THE TOTAL OF MA
営業所の名称	従業員数	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	争業	訴整理記号等
					健康保険	
	(人)				厚生年金保険	
	()				雇用保険	
					健康保険	
	(人)				厚生年金保険	
	()				雇用保険	
					健康保険	
	(人)				厚生年金保険	
					雇用保険	
					健康保険	
	(人)				厚生年金保険	
	()				雇用保険	
					健康保険	
	(人)				厚生年金保険	
	()				雇用保険	
		·				
合計	(人)					
	()					

	(用	ń	氏 <i>A</i>	١	4)		
0	0		0		0		6	

変 更 届 出 書

第一面)

{ (6)支配人の氏名 (7)建設業法施	施行令第3条に規定する使用人 (8)	(界一田) (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名 (5) 建設業法第7条第2号 1に規定する営業所に置かれる専任の技術者 建設業法第15条第2号 1	}
について変更があったので届出を 地方整備局長 北海道開発局長 知事 殿	たします。 大臣 コード 知事	平成 年 届出者	5 月 日
許 可 番 号 35 法 人 番 号 36	国土交通大臣 許可 知事 許可	(般———) 第 5	15
届出事項	変 更 前	記 変 更 後 変更年月日 備	着
変更の内容が、次の◎【商号又 しようとする建設業、従たる営業 を記入すること。	終所の所在地の変更、新設、廃止に関った。	 たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二 する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも3 人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事3	変更後の内容
商 号 又 は 名 称			40
商号又は名称 38	23 25 25		40
代表者又は個人 の氏名のフリガナ 代表者又は 個人の氏名 主たる営業所の			20
所在地市区町村 4 1 主たる営業所の		市区町村名	20 40
郵 便 番 号 4 3 資 本 金 額 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4		15 15 15 15 15 15 15 15	
連絡先 所属等	氏名	電話番号	

(用紙A4) 許 可 番 号 [8 2] ◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】 営業しよう [8] 8 [8] (従たる営業所) 従たる営業所の 84 84 市区町村名 従たる営業所の 所 在 地 8 6 郵 便 番 号 📗 🛭 🔻 🗍 📗 📗 🗎 (従たる営業所) フリガナ 従たる営業所の 名 称 8 4 従たる営業所の 所在地市区町村 8 5 従たる営業所の 所 在 地 8 6 郵 便 番 号 8 7 0 0 - 0 (従たる営業所) 従たる営業所の 8 4 市区町村名 従たる営業所の 所 在 地 8 6 郵 便 番 号 87 0 0 - 0

*X\$=1=500=	(分 木ツ一関所)	届	出	∌ t	(用紙A4) 0 0 0 0 0
				音	
下記のとおり、	(1) 建設業法第7条 基準を満たさなく (2) 経営業務の管理 (3) 建設業法第7条 に掲げる基準を満 (4) 専任の技術者を (5) 欠格要件に該当	第1号に掲げる なつた 責任者を削除した 第2号又は同法第15条第2 とさなくなつた 削除した するに至つた	号 ので届出をしま	₹.	平成 年 月 日
地方整6 北海道開			届 出 者		Á
許可番号	項番 大臣コード 知事	国土交通大臣 許可 (般 – 知事 許可 (特 –	- [] 第 [] [] []	言 10 号 平成	F可年月日 11 11 年 月 月 日
氏 名	(1) 建設業法第7 (2) 経営業務の管	条第1号に掲げる基準〔経 理責任者を削除した場合 5	記 営業務の管理責任者〕を結		景合 〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕
	(3) 建設業法第7(4) 専任の技術者	条第2号又は同法第15条第 を削除した場合	2号に掲げる基準〔専任の)技術者〕を満たさ	なくなつた場合
氏 名	5 3	5	10	元号 生年月日	[平成H、昭和S、大正T、明治M] 13
営業所の名称			建設工事の種類。		
氏 名	53	5	10	生年月日	[平成H、昭和S、大正T、明治M] 13
営業所の名称			建設工事の種類		
氏 名	53	5	10	生年月日	[平成H、昭和S、大正T、明治M] 13
営業所の名称			建設工事の種類。		
	(5) 建設業法第 8 具体的事由	条第1号及び第7号から第	13号までに規定する欠格要	厚件に該当するに至	きつた場合

	(用	紙 A	4))
0	0	О	0	9

下記

				ı d ≼	業	尼	₹				(0 0	0 9
記のとおり、建設業	を廃止したの	で届出をします。		廃	来	/E	Ħ			平成	年	月	日
地方整備局長 北海道開発局長 知事	殿					届出	出者						FI.
届出の区分	項番 5 4	$\begin{bmatrix} 3 \\ 2 \end{bmatrix}$	全部の業種 一部の業種	の廃業 の廃業)									
許可番号	5 5	大臣 コード知事	国土交通大臣 知事	許可 (般	文 -)第		50 号	許 ¹¹ 平成	「年月日 年	月 📗	目	
廃止した建設業 届出時に許可を 受けている建設業	5 6	土建大左	と 石 屋 電	管 タ 鋼 	筋舗し	ゆ板 ガ 	塗 防 内	機 絶 通	園井具力	< 消 清 解	(1. 2.	一般) 特定	
行政庁側記入欄 整理区分 決裁年月日	5 8		5 月 7	日									
【備考】		ん 廃業等の年	月日	平成	年	月	日						

廃業等の理由 (1) 許可に係る建設業者が死亡したため (2) 法人が合併により消滅したため (3) 法人が破産手続開始の決定により解散したため (4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したため (5) 許可を受けた建設業を廃止したため

変 更 届 出 書

 平成 年 月 日

 許可年月 平成 年 月 日

 許可番号 静岡県知事許可 [般 特] 第 号

 法人番号

静岡県知事様

届 出 者 印

電 話 < > () 郵便番号 (-)

事業年度(第 期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで)が終了したので、別添のとおり、下記の書類を提出します。

記

- 1 必ず届け出を要する事項
 - (1) 工事経歴書 (2) 工事施工金額 (3) 財務諸表(法人)、貸借対照表及び損益計算書(個人)
 - (4) 事業報告書(特例有限会社を除く株式会社のみ) (5) 事業税納税証明書
- 2 変更のあった場合のみ届出を要する事項
 - (1) 使用人数 (2) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表 (3) 定款
 - (4) 国家資格者等・監理技術者一覧表 (5)健康保険等の加入状況

記載要領

届出事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。

別とじ用表紙

会社名又は個人名		_			
許可番号	静岡県知事許可	般 — 特	第		号
受付年月日	平成	年	月	日	

1 申請区分(申請の場合、該当する区分に〇を付してください。)

1	新規	2	許可換え新規	3	般特新規
4	業種追加	5	更新	6	般特新規+業種追加
7	般特新規+更新	8	業種追加+更新	9	般特新規+業種追加+更新

2 変更事項(変更届の場合、該当する変更事項に〇を付けてください。)

1	経営業務の管理責任者(変更・追加・削除)	2	専任技術者(変更・追加・削除)
3	欠格要件に該当したとき	4	令第3条に規定する使用人(新任・退任)
5	商号又は名称	6	営業所の名称・所在地
7	営業所の新設	8	営業所の廃止
9	営業所の業種追加	10	営業所の業種廃止
11	資本金額	12	役員等の変更(新任・代表者の変更・氏名の変更・退任)
13	個人事業主又は支配人の氏名 (改姓等)	14	支配人(令第3条に規定する使用人)(新任・退任)
15	国家資格者等・監理技術者(変更・追加・削除)	16	毎事業年度を経過したとき
17	営業所の電話番号及びFAX番号		

3 書類名

	百块石	
No	様式番号	書類名
1	様式第7号※	経営業務の管理責任者証明書
2	様式第7号別紙	経営業務の管理責任者の略歴書
3	様式第8号※	専任技術者証明書(新規・変更)
4		卒業証明書・資格証明書・監理技術者資格者証
5	様式第9号	実務経験証明書
6	様式第10号	指導監督的実務経験証明書
7	様式第11号の2※	国家資格者等・監理技術者一覧表
8	様式第12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書
9	様式第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書
10	様式第14号	株主(出資者)調書
11	様式第22号の3※	届出書
12	様式第22号の4※	廃業届
13		登記事項証明書
14		納税証明書

注 様式番号欄に※の付されたものは黄色の紙を使用してください。

建設業許可 申請者用チェックリスト 日 受付番号 申請日 口法人 商号 市町 兼業 連絡先 申請者 Tel 担当者(行政書士)Tel 申請区分 ①新規(純新規・事業継承・法人成) ②許可換新規 ③般特新規 ④業種追加 ⑤更新 ⑥般特+業追 ⑦般特+更新 ⑧業追+更新 ⑨般特+業追+更新 石屋電管夕鋼筋舗しφ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解 石屋 **響管**夕 **鋼**筋 **舗**しゅ板ガ塗防内機絶通 **層**井具水消清解 業種 (赤字斜体:指定建設業) 適用 \cup 重複の確認 □無し □有り →届出(削除の届出/廃業の届出)の写し 住民票(県内に住所登録があるときは不要)の提示 健康保険被保険者証の写し 該当者の常勤性 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し等 氏名 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書/事業所別被保険者台帳の写し 国民健康保険被保険者証 住民税特別徴収税額決定通知書/普通徴収から特別徴収への切替届出書 源泉徴収簿/賃金台帳 の写し 通勤定期券/運転免許証 遠隔地の場合 通勤経路図 の写し 出向協定書/出向辞令/給与負担に係る覚書等 出向社員の場合 の写し 5年当該業種経験 役員経験 履歴事項全部証明書 • 閉鎖事項全部証明書 7年当該業種以外経験 自営の経験 所得証明書(確定申告書の写し) 経 所得税確定申告書第· 表・第二表・決算書 の写し 営 期 戸籍謄本/除籍謄本 業 間 7年当該業種補佐経験(個人) 前事業主最終貸借対照表・損益計算書、現事業主開始貸借対照表 務 事業継承 の の 税務上の開業届・廃業届・建設業法上の廃業届 の写し 地 管 7年当該業種補佐経験(法人) 経営業務の補佐した経験の確認書 確認書記載の提出書類 理 5年当該業種執行役員経験 執行役員等としての経験の確認書 + 確認書記載の提出書類 責 厚生年金加入期間証明書 の写し 厚生年金被保険者記録照会回答票 任 経験期間の常勤性 の写し 法人税確定申告書別表一、役員報酬手当及び人件費等の内訳書 の写し 契約書(原本提示) 注文書・請書(原本提示) 経験業種・請負実績 請求書・入金確認書類(原本提示) 許可申請書(様式第1号、別紙一、様式第7号、別紙、様式第12号、様式第20号) (原本提示) 業種(月 \Box 業種(年 月 \Box 業種(年 業種 年 \Box 年 \Box \Box 業種 (年 月 \blacksquare 業種(年 月 H 業種(年 日 Я 期間計算 業種(年 月 Н 業種 (狂 月 \Box 業種 (缶 日 業種 (年 月 П 業種(缶 月 H 業種(年 \Box 合計年数 缶 ヶ月 合計年数 年 ヶ月 年 合計年数 ヶ月 重複の確認 □無し □有り →届出(削除の届出/廃業の届出) 住民票(県内に住所登録があるときは不要)の提示 該当者の専任性 健康保険被保険者証の写し 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し等 氏名 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書/事業所別被保険者台帳 の写し 国民健康保险被保险者証 住民税特別徴収税額決定通知書/普通徴収から特別徴収への切替届出書 源泉徴収簿/賃金台帳 の写し 遠隔地の場合 通勤定期券/運転免許証 、通勤経路図 の写し 出向協定書/出向辞令/給与負担に係る覚書等 の写し 出向社員の場合 a.指定学科+実務経験 卒業証明書(原本提示) 卒業• 専 資格等 c.国家資格等 合格証(原本提示)/免許証(原本提示)/監理技術者資格者証(原本証明) 任 契約書(原本提示) 技 実務経験の実績 注文書+請書(原本提示) 術 請求書+入金確認書類(原本提示) 契約書(原本提示) 指導監督的実務経験の実績 健康保険被保険者証の写し 厚生年金加入期間証明書の写し 厚生年金被保険者記録照会回答票の写し 役員報酬手当及び人件費等の内訳書の写し 法人税確定申告書別表-実務経験期間の在籍 事業所別被保険者台帳/雇用保険被保険者離職票-1 の写し 指導監督的実務経験期間の在籍 所得証明書 所得税確定申告書第一表・第二表・決算書の写し

住民税特別徴収税額決定通知書の写し

源泉徴収簿の写し

融資証明書

残高証明書

決算書・税務申告書の提示

財産的基礎

金銭的信用

基財礎産

等的

		案内図	案内図	
		写真	写真(外観、入口、内部、許可標識)	
224		他業者と同一建物	写真(入口から執務室までの動線)、間取り図	
営業所		旧来自こ同 建物	建物の登記事項証明書の写し	
未			建物の登記識別情報通知/登記済証 の写し	
か の	使	自己所有	度初の豆品級が1月秋週初/豆品/月証 の与し 固定資産税課税台帳/固定資産評価証明書/課税証明書 の写し	
実	用	日口別有	回足負性枕球状 つ 個と負性 評価 記明者 / 味状証明者 の の う し 固定資産税・都市計画税納税通知書 の 写 し	
態	権			
100	限			
		自己所有でない	賃貸借契約書(十直近3ヶ月の賃借料支払確認書類) の写し	
			使用承諾書/使用貸借契約書、建物の登記事項証明書 の写し	
			住民票(県内に住所登録があるときは不要)の提示	
令			健康保険被保険者証の写し	
第			健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し等	
3 条 使		常勤性	屋田保除城保除者咨及取得等陈詡添知事/事業所別城保除者公帳 の写!	
条			国民健康保険被保険者証 + 住民税特別徴収税額決定通知書/普通徴収から特別徴収への切替届出書の写し	
使			源泉徴収簿/賃金台帳の写し	
用		遠隔地の場合	通勤定期券/運転免許証、通勤経路図の写し	
人		出向社員の場合	出向協定書/出向辞令/給与負担に係る覚書等の写し	
		田内在文学师日		
-			保険料納入告知額・領収済額通知書(口座振替)/納入告知書 納付書・領収証書(窓口納付) の写し	
健	建社	協会けんぽ	社会保険料納入(申請)証明書/社会保険料納入確認書 の写し	
康			健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書 の写し	
保険	会保	組合健保	保険料領収証書(組合・年金事務所)の写し	
等	険		保険料領収書+健康保険被保険者適用除外承認書の写し	
もの		建設国保	保険料領収証書+建設国保加入証明書 の写し	
加			保険料領収証書(国保組合)+保険料領収書(年金事務所) の写し	
入	雇	申告納付の場合	労働保険概算・確定保険料申告書+領収済通知書 の写し	
状	用	口座振替の場合	労働保険概算・確定保険料申告書+保険料振替納付のお知らせはがき の写し	
況	保	労働保険事務組合	労働保険料等納入通知書+労働保険料等領収書 の写し	
	険	その他	労働保険料納付証明書+雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 の写し	
	ற் பு	日宝次拉生		
• 国	一般	国家資格等	合格証(原本提示)/免許証(原本提示)/監理技術者資格者証(原本証明)	
監家		国家資格等	合格証(原本提示)/免許証(原本提示)/監理技術者資格者証(原本証明)	
理資		卒業•資格等	卒業証明書(原本提示)	
技格	特定		契約書(原本提示)	
術者		実務経験の実績	注文書+請書(原本提示)	
者等			請求書十入金確認書類(原本提示)	
		指導監督的実務経験の実績	契約書(原本提示)	
			登記されていないことの証明書	
			身分証明書	
		欠格要件	役員等氏名一覧表	
			役員等の犯歴の確認	
		その他	印鑑証明書の写し	
		Colle	法人番号確認書類(法人番号指定通知書または国税庁ホームページ該当部分 の写し)※法人に限る	

建設	業許	可属出	出者用き	۴x	ック	リスト	(1)		届出E	3		年		月	1	B		
商	商号							土木	事務所		土木	事務所	許可	可番号	静岡県	具知事許可	第		号
連絡	絡先	申請者	TEL					担当	者(行政	書士)	氏名					TEL			
	事実の発	生したときから	14日以内		事実の乳	発生したときが	530	D日以内		毎事差	美年度終了 後	後4ヶ月以口	为			電話・F. 廃業:廃	AX: 速やかに 薬日から30日	以内	
※ 棱	就第22	2号の2を提	出する法	人に阻	える		法	人番号	確認書類(法人番号	旨定通知	書またに	は国税に	テホーム	ページ	該当部分			
		適用									甲請	類又は							レ
	様式	変更	€・追加の:	場合		変更届出経営業務) (様式第7	목)			手の一覧表 養務の管理		紙一) 者の略歴書	(別紙)		
	10124		削除の場合	Š		変更届出	書(様式第2	22号の2)			届出書	【様式》	£22€	3 03)	(/33/194)		
		該出去	の常勤性			住民票(県内	に住所	登録かある	有り →Æ るときはイ	安)	赤の油土	i/ 廃業	(の)曲出)					
					7	健康保険	被保	険者証		健康保険	厚牛品	E 余保険	被保険	者標準報	酬決定	它通知書	等		
	氏名					国民健康	国民健康保険被保険者証 + 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書/事業所別被保険者台帳 住民税特別徴収税額決定通知書/普通徴収から特別徴収への切替									ш			
										源泉徴収			进机管	7 日週頃	はスクで	つ付別取収	八〇卯百庄	山吉	
			意隔地の場 向社員の場			通勤定期出向協定	通動定期券/連転免許証、通動経路図 出向協定書/出向辞令/給与負担に係る覚書等												
経	経	52	当該業種 該業種以	経験	全	1:	受員	径験	履造	*事項全部	証明書・		項全部	証明書					
営業	験期	7 4=	可以未但以	プトボ土地	::		自営の経験 所得証明書(確定申告書) 所得税確定申告書第一表・第二表・決算書												
務	間	7年当該第	達種補佐経	験(個	固人)	=	事業編	継承		醫謄本/除 ■業王最終		表・損	益計算	書、現事	業王関	報台資借 対	照表		
の管	の 地	フケンチャ	¥∓∓÷# <i>1</i> +-«∇	E全 / S	+1				棿豹	多上の開業 図書 +	届・廃業	種・建	設業法	上の廃業					
理責	位	7年当該第	繁種執行			執行役員	等と	しての	経験の確認		催認書								
任		経験期間	間の常勤性			厚生年金				今 票									
者							定甲	告書別:		真報酬手当	人の公	牛費等の)内訳書	ĺ					
		経験業種	請負実績	書		注文書・	請書	(原本											
		10001012	. 013747411			請求書· 許可申請					第7号、	別紙、	様式第	12号、	様式第	(20号)(原本提示)		
			業種 業種)		月月	8	業種 業種	()	年年	月月		業科)	年 月 年 月	8	
	期	間計算	業種	(5	车	月	Н	業種	()	年	月		業権	重 (Ó	年月	Н	
	,,,,		業種業種)	年年	月月		業種業種		年年	月月		葉和 業和	重(重()	年 月	8	
		2011 • 2	合計: 収名の場合			年 戸籍謄本		7月 民霊の3	合計组	丰数	î	羊 ク	月	合	计年数		年 /	7月	
			の他			印鑑証明			30										
		変更	€・追加の	場合		変更届出			22号の2 様式第8 ⁹				専任技	支術者一覧	毛表 ()	別紙四)			
	様式		削除の場合	<u> </u>		変更届出	書(様式第2	22号の2				届出書	『(様式 》	£22€	号の3) ※- 様式第8号	一部廃業		
						専任技術 重複の確	흾	ロ無し		有り →届	出(削降	余の届出				休以おりて	5) 水文省		
		該当都	ちの専任性				住民票(県内に住所登録があるときは不要) 健康保険被保険者証 「健康保険・原生在全保険な保険者と同様も制度とは、												
	氏名						健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書等												
						国氏健康	1末映	(依) (未) (大)	者証 +		別徴収材	兒額決定					への切替届	出書	
専			遠隔地の場			通勤定期				肋経路図		и Шчи							
任	卒業・	a.指定	同社員の場 学科十実	務経場	美	卒業証明	書			負担に係る									
技術	資格等	С	.国家資格	\$		合格証(契約書(/ 免許証	(原本提示	7) / 監	里技術者 かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	資格者	1計(原本	「証明))			
者		実務経	験の実績			注文書+ 請求書+	請書	(原本		<u>ē</u>)									
	3	旨導監督的写	実務経験の	実績		契約書(原本	提示)	R (/JT/1-1)	足がり									
						健康保険 厚生年金	加入	期間証明											
				-te-		厚生年金				答票 負報酬手当	级砂人	牛費等の)内訳書	•					
	指導	美務経験 等監督的実務	期間の在籍		籍		被保			呆険被保険									
						所得税確	定申			二表・決算	書								
						住民税特源泉徴収		以棿額	決定通知	<u> </u>									
		改姓・こ	以名の場合			戸籍謄本							-						
	要件		様式			届出書(変更届出				1			超納国	『 (様式)	₽6 ₽1	1			
令第		ħ.	走美			建設業法	施行	令第3	条に規定?	する使用人	の一覧	長 (様式	第11	号)			V #		
3						住民祟(県内	に住所		る使用人 るときはイ		土井月	ロチに	対9 合調	当 (以第13号)※新任者	_[
条 使		A14	****			健康保険	被保	険者証		T健康保険	厚牛型	F 余保険	被保険	者標準報	刺決に	E通知書	等		
用		常	勤性			国民健康	保険	被保険	者証 +	雇用保険	被保険者	肾格取	得等確	認通知書	/事	業所別被保	険者台帳	史書	
人				_						源泉徴収			地心首	1/日週街	(4X/J'S	ノ付加取収	への切替届	ш≡	
支店			遠隔地の場 向社員の場				書/	出向辞:	令/給与負	負担に係る									
長			各要件				てい	ないこ	との証明	書 ※新日									
等)			以名の場合			戸籍謄本	/住	民票の											
商号又			:の他 ***			印鑑証明 変更届出	_		22号の2)			答記	項証明	E ×	法人			
は名称		Ħ.	美式			営業の沿	革(様式第2	20号)										
資本金		ħ.	美式			変更届出			22号の2)				(出資者)		(様式第1 20号)	4号)		

建設	業許可	可 届出者用チ	エック	アリスト((2)	届出日		年	月	В			
彦	등				土木事務所	±	木事務所	許可番号	静岡	県知事許可第	į		号
連絡	格先	申請者TEL			担当者(行政	書士)	名			TEL			
	事実の発生	主したときから14日以内	事実の	発生したときから3	O日以内	毎事業年度	終了後4ヶ月以内	5		電話・FAX	(:速やかに 日から30日以)	.	
※ 箱	武第22	 号の2を提出する法人	こ限る	!	(人番号確認書類)	夫人番号指定?	番知書きたに	1国税庁ホーム	^°-`			a F	
74110	(1V),522			_	様式第22号の2			主たる営業所)		
		名称·所在地 新設		登記事項証明		`		営業の沿革(東式第	20号)			
	様式	廃止		変更届出書((様式第22号の2) (様式第22号の2))							
		業種追加			7令第3条に規定す 、様式第22号の2		-覧表(様式	第11号)				=	
営		業種廃止		変更届出書((様式第22号の2)								
業所		案内図 写真			入口、内部、許可]標識)							
771	Ĥ			建物の登記事	3項証明書 別情報通知/登記	温証							
	使 用	自己所有		固定資産税課	税台帳/固定資産	『評価証明書/	課税証明書						
	権 限			建物の売買契									
	PIX	自己所有でない	1		(十直近3ヶ月の 使用貨借契約書、								
					(様式第22号の2		7,02 7,5	役員等の一覧	表(別	J紙一)			
		新任		誓約書(様式	第6号)住所、生年月日等	この思する調書	≠ (推計第17	登記事項証明	≝				
役	様式	代表者の変更・氏名	の変更	変更届出書((様式第22号の2)		1 CKJJ 12	役員等の一覧	表(別	川紙一)			
員				登記事項証明 変更届出書 (措 (様式第22号の2))		役員等の一覧	表(片	リ紙一)			
等		退任		登記事項証明				1				二	
		欠格要件		身分証明書	※新任役員の場合			1か、1水工子は八	·女				
		その他		印鑑証明書の)与し (様式第22号の2))		役員等の一覧	돌 (남	紙一)	F	<u></u>	
事業主 支配人		様式		建設業法施行	では で で で で で で で で で で で で で で で で で で				支配。				
の氏名		改姓・改名の場合		D 記事項証明 戸籍謄本/任							L		
					(様式第22号の2)			誓約書(様式)	第6号)			
_	様式	新任		建設業法施行	が第3条に規定する で第3条に規定す	る使用人の一 る使用人の住	- 寬表(棣式 E所、生年月	<u> </u>	書(様式第13号)		-	
令第	19K IIV				書(支配人登記) (様式第22号の2))		登記事項証明	≝ (₹	加入答記)			
3 条		退任		建設業法施行	お第3条に規定す	「る使用人の一	- 覧表(様式			(80) (110)			
使				住民祟(県内健康保険被保	Iに住所登録がある 関者証)とさは不要)							
用人		常勤性			0.4.4.10.00 +V=T			被保険者標準報 得等確認通知書			者台帳		
\sim				国民健康保險	東被保険首証 十	住民税特別徵	収税額決定	通知書/普通衛				書	
支配		遠隔地の場合		源泉電収簿/真金台帳 通勤定期券/連転免許証、通勤経路図 出向協定書/出向辞令/総与負担に係る負書等									
스		出向社員の場合	<u> </u>		、出向辞令/給与負 Nないことの証明書		等						
		欠格要件 改姓・改名の場合		身分証明書 戸籍謄本/住									
		その他		印鑑証明書の									
• 国	一般	様式 国家資格等			・監理技術者一覧 提示)/免許証。			容奴妻証(唐7	CETER!	1)			
監家	ЛUX	国家資格等		合格証(原本	提示)/免許証	(原本提示) /	監理技術者	質格者証(原本	に証明)			
理資 技格	**	卒業・資格等		卒業証明書(契約書(原本									
術者 者等	特定	実務経験の実績	<u></u>	注文書+請書		(元)							
日子		指導監督的実務経験	の実績	契約書(原本		EUV							
健		様式		健康保険等の	の加入状況(様式	第20号の3) =##\ /%ml]	生年 幼母	₽. ₽8	ाण≅र≇ /का⊓	\$π/ \ σ	TE I	
康保	社	協会けんぽ		社会保険料約	知額・領収済額通納入(申請)証明	書/社会保障	美料納入確認	図書 の写し			רהונושה (ר	- 5 0	
険	会	組合健保		健康保険・原保険料領収割	享生年金保険資格 正書(組合・年金	i取停催認める i事務所) 0	Fひ標準報題 D写し		の写	:0			
等の	保 険	建設国保			書+健康保険被保 正書+建設国保加			り写し					
カロ				保険料領収記	正書(国保組合)	十保険料領地	又書(年金事		きし				
入状	雇用	甲告納付の場合 口座振替の場合 労働保険事務組		労働保険概算	算・確定保険料年 算・確定保険料年	告書+保険料	¥振替納付0	りお知らせはか	き	の写し		-	
況	保険	<u>労働保険事務組</u> その他	合	労働保険料等	等納入通知書+党 纳付証明書+雇用	衝保険料等領 保険被保険者	真収書 の写 写容格取得等	多し 5確認通知書	の写	:[,			
		様式		変更届出書((事業年度終了用)			工事経歴書(複					
		19/7/			業年度における工事施 (様式第15号)	I 金額(様式第3·	号)	納税証明書 損益計算書(相	表式等	(16号)		二	
決		法人		完成工事原価				株主資本等変	助計算	書(様式第1	7号)	〓	
算				事業報告書									
期		個人		使用人数(穆	(様式第18号) (式第4号)			損益計算書(相 現行定款の写		319号)		二	
		変更があった場	合	建設業法施行	が第3条に規定する ・監理技術者一覧	「る使用人の- 悪 (様式等1	- 覧表 (様式 1号の2)	第11号)				二	
				健康保険等の)加入状况(様式第	20号の3)	· _~/_/						
電話	• FAX	様式			(様式第22号の2)								
	様 式	一部の業種の廃 全部の業種の廃			(様式第22号の2. (第22号の4))		廃業届 (様式)	第22	5の4)		4	
廃業	提	個人の死亡 合併による消滅		届出者の印鑑	↓ 証明書・戸籍謄本 〕鑑証明書・登記事	T有証明書						二非	
元未	出	破産手続開始決	定	破産管財人及	なび印鑑証明書/の	度產管財人資格	話証明書・破	産管財人の印象	証明	書			
	者	合併・破産以外の 建設業の廃止	胜权		語・清算人の印鑑 証明書(代表者・		が届出る場	合は不要)					

平成28年6月1日以降の技術者資格コード表

根拠	Τ.	コード	資格区分	実務経験	±	7.⇒	+	+	L	石	屋	電	タ	錮	<i>ά</i> τ	4出	I (b)	板 カ	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	n+	内	機	絶	通	国	井 具	水	消	清	解
法令	-			必要年数		建	大	左	٤	10	崖	電管	7	到判	筋		しゅ	板 た	塗	防	1/3	7成	不巴	乪	園	# 具	小	用	月	円牛
		11	一級建設機械施工技士		0				0							0									_		4—	igspace	\vdash	
		1A	一級建設機械施工技士(解体工事業みなし技術者)		0				0							0												$ldsymbol{\sqcup}$	\vdash	•
		12	二級建設機械施工技士(第1種~第6種)		0				0							0											4-	igwdot	+	_
		1B	二級建設機械施工技士 (第1種〜第6種) (解体工事業みなし技術者) 一級土木施工管理技士(平成28年度以降の合格者及び平成27年度までの資格合格者で実務経験1年又は登		0				0							0										_	_	lacksquare	igspace	Δ
		13	一級エ不肥工自理技工(干成20千度以降の合併有及の干成27千度よどの負情合作有で美術程級1千久は立一 録解体工事講習受講者)		0				0	0				0		0	0		0							/ /	0	1 1		0
		1C	一級土木施工管理技士(平成27年度までの資格合格者)		0				0	0				0		0	0		0								0	\Box		*
		1.4	二級土木施工管理技士(土木)(平成28年度以降の合格者及び平成27年度までの資格合格者で実務経験1						0																		0			0
		14	年又は登録解体工事講習受講者)		0					0				0			0										_			O
		1D	二級土木施工管理技士(土木)(平成27年度までの資格取得者)		0				0	0				0		0	0										0	igspace	igsquare	☆
建		15	二級土木施工管理技士(鋼構造物塗装)																0											
設		16	二級土木施工管理技士(薬液注入)						0																			igspace	igsquare	
業		1E	二級土木施工管理技士(薬液注入)(解体工事業みなし技術者)						0																					Δ
法		20	一級建築施工管理技士(平成28年度以降の合格者及び平成27年度までの資格合格者で実務経験1年又は登			0	0	0	0	0	0		0	0	0			o c		0	0		0			0	,	'		0
1/4			録解体工事講習受講者) 一級建築施工管理技士(平成27年度までの資格取得者)				•	0		0	0		0		0			0 0			0		0			0	_	lacksquare	\vdash	*
		2A	一級建実施工管理技士(干成27年度までの責格取得者) 二級建築施工管理技士(建築)(平成28年度以降の合格者及び平成27年度までの資格合格者で実務経験1				9	•	•	U	9			•	0			0 0		<u> </u>	0		•		_	-	+	igwdot	\vdash	
		21	一級建未加工自住技工(建末)(干成20千度が降の占備有及の干成27千度までの負債占備有で失物性級) 年又は登録解体工事講習受講者)			0																						'		0
		00	- ストラング - エス・アイニー - 100 - 10				_		0						_															0
		22	年又は登録解体工事講習受講者)				0		0				0	0	0															O
		2B	二級建築施工管理技士(躯体)(平成27年度までの資格取得者)				0		0				0		0												Ш_	$ldsymbol{ld}}}}}}$		Δ
		23	二級建築施工管理技士(仕上げ)				0	0		0	0		0					0 0	0	0	0		0			0				
		27	一級電気工事施工管理技士									0															Ш_	$ldsymbol{ld}}}}}}$		
		28	二級電気工事施工管理技士									0																		
		29	一級管工事施工管理技士									0															Ш_	└		
		30	二級管工事施工管理技士									0																		
		33	一級造園施工管理技士																						0		Ш_	└		
		34	二級造園施工管理技士																						0					
建築		37	一級建築士			0					0		0	0							0							<u> </u>		
士		38	二級建築士			0	0				0		0								0									
法			木造建築士				0																							
			建設・総合技術監理(建設)(実務経験1年又は登録解体工事講習受講者)		0				0			0				0	0								0					0
		4A	建設・総合技術監理(建設)(実務経験1年未満及び登録解体工事講習未受講者等)		0				0			0				0	0								0					*
		42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)(実務経験1年又 は登録解体工事講習受講者)		0				0			0		0		0	0								0					0
		4B	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」) (実務経験1年未 満及び登録解体工事講習未受講者等)		0				0			0		0		©	0								0				Ш	*
		43	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)		0				0																					
		4C	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)(解体工事業みなし技術者)		0				0																		Ш_	└		lack
++			電気電子・総合技術監理(電気電子)									0												0						
技			機械・総合技術監理(機械)																			0					Ш_	$ldsymbol{ld}}}}}}$		
術			機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体工学」又は「熱工学」)									0										0								
±			上下水道・総合技術監理(上下水道)									0	_														0	igspace	igsquare	
法			上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)									0														0	0			
			水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)		0				0								0											igspace	igsquare	
			水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)(解体工事業みなし技術者)		0				0								0													A
			森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)																						0			<u> </u>		
			森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)		0				0																0					
			森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)(解体工事業みなし技術者)		0				0																0			<u> </u>		
			衛生工学・総合技術監理(衛生工学)									0																		
			衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)									0															0			
			衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)									0															0			
			第一種電気工事士									0																		
1		56	第二種電気工事士	【3年】								0																		
L		58	電気主任技術者(第1種~第3種)	【5年】								0																		
2		59	電気通信主任技術者	【5年】																				0						
3		65	給水装置工事主任技術者	【1年】								0																		
4			甲種消防設備士																									0		
L 4		69	乙種消防設備士																									0		
	•		-																	-	•	•		•						

記号の説明

- ◎:監理技術者資格
- 〇:主任技術者資格

平成28年6月1日以降の技術者資格コード表

根拠法令	コード	資格区分	実務経験 必要年数	土	建	大	左	٤	石	屋	電	管	タ	鋼 角	舗舗	しゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶 ;		園 井	‡ <u> </u>	具水	消	清	解
本市	71	建築大工(1級)	必安牛奴		1	0	_																			+		+		\vdash
_	71	建築大工(2級)	【3年】		+	0	_		+																	—	—	+-	+-	₩
<u> </u>			[94]		+	_								999999											9999999			+	_	╆
_	64	型枠施工(1級)			1	0		0																		—		+	+	 _
_	6B	型枠施工(1級)(解体工事業みなし技術者)	F- (-)		+	0		0																		_			_	Δ
	64	型枠施工(2級)	【3年】			0		0																		4		4	4	4
_	6B	型枠施工(2級) (解体工事業みなし技術者)	【3年】			0	_	0																						Δ
	72	左官(1級)					0																							
	72	左官 (2級)	【3年】				0																							丄
	57	とび・とびエ(1級)						0																						0
	$5\mathrm{B}$	とび・とびエ(1級) (附則第4条該当)						0																						0
	57	とび・とびエ(2級)	【3年】					0																						0
	$5\mathrm{B}$	とび・とびエ(2級) (附則第4条該当)	【3年】					0																						0
	73	コンクリート圧送施工(1級)						0																						
	7A	コンクリート圧送施工(1級) (解体工事業みなし技術者)						Ŏ																		$\overline{}$	\neg	\top	$\overline{}$	Δ
	73	コンクリート圧送施工(2級)	【3年】					Ö																		-				
	7A	コンクリート圧送施工(2級) (解体工事業みなし技術者)	【3年】					ŏ																		+				Δ
	66	ウェルポイント施工(1級)	1941		+			Ö																		_	+	+	+-	一
-		ウェルポイント施工(1級) (解体工事業みなし技術者)						0				-														+	_	_	+-	Δ
H T T	6C		ro#1																							+	-	+-	+	+
職	66	ウェルポイント施工(2級)	【3年】					0																		_	_		+	Η.
│ 業	6C	ウェルポイント施工 (2級) (解体工事業みなし技術者)	【3年】		1			0																		—	—	—	 '	
能	74	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管(1級)										0																	4	4
	74	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管 (2級)	【3年】									0																		
カ	75	給排水衛生設備配管(1級)										0																لسلك		
開	75	給排水衛生設備配管 (2級)	【3年】									0																		
発 -	76	配管・配管工(1級)										0																	4	
	76	配管・配管工(2級)	【3年】									0																		
促	70	建築板金「ダクト板金作業」(1級)								0		0					0													
進	70	建築板金「ダクト板金作業」(2級)	【3年】							0		0					0													\Box
法	77	タイル張り・タイル張り工 (1級)	1,2										0																	
14	77	タイル張り・タイル張り工 (2級)	【3年】										0														$\overline{}$	$\overline{}$	_	1
	78	築炉・築炉工・れんが積み(1級)	10 + 1		1		1						ō													-	-		$\boldsymbol{ au}$	$\boldsymbol{\vdash}$
_	78	案炉・築炉エ・れんが積み (2級)	【3年】		+								0													$+\!\!-$	-	+	+	+
	79	ブロック建築・ブロック建築エ・コンクリート積みブロック施工(1級)	[94]		+				0				0													_	_	_	_	+
			ro#1		+																					_		+	+-	₩
-	79	ブロック建築・ブロック建築エ・コンクリート積みブロック施工(2級)	【3年】		1				0				0													_	_	_		\vdash
	80	石工・石材施工・石積み(1級)	F 7		+				0																	4		4	4—	4
_	80	石工・石材施工・石積み(2級)	【3年】						0																	_			 	—
	81	鉄工・製罐 (1級)										6.6 6.6 6.6 6.6 6.6		0														4	4	4
_	81	鉄工・製罐 (2級)	【3年】											0																丄
	82	鉄筋組立て・鉄筋施工 (1級)												()															
	82	鉄筋組立て・鉄筋施工 (2級)	【3年】																											
	83	工場板金(1級)															0													
	83	工場板金(2級)	【3年】														0												I	Π
	84	板金「建築板金作業」・建築板金・板金工「建築板金作業」(1級)								0							0													
	84	板金「建築板金作業」・建築板金・板金工「建築板金作業」(2級)	【3年】							0							0									\top				
	85	板金・板金工・打出し板金(1級)															Ö													
F	85	板金·板金工·打出し板金 (2級)	【3年】														ō									\top				П
	86	かわらぶき・スレート施工 (1級)	10 11							0							Ť									+				\vdash
-	86	かわらぶき・スレート施工(2級)	【3年】							0					00000											+	-	+	+	+
	87	ガラス施工(1級)	19+1															0								+				┢
		ガラス施工 (1級) ガラス施工 (2級)	【3年】												10000			0								+	-	_	+	₩
	87		[3年])	$\overline{}$							_				+
 	88	塗装・木工塗装・木工塗装工(1級)	F. (-1																0							4		4	4	4
_	88	塗装・木工塗装・木工塗装工(2級)	【3年】						1										0							_		$+\!-\!\!\!-$	 '	+
	89	建築塗装・建築塗装工(1級)																	0											╇
l L	89	建築塗装・建築塗装工(2級)	【3年】					<u> </u>											0							Щ.	\bot	\bot		丄
	90	金属塗装・金属塗装工 (1級)																	0											
	90	金属塗装・金属塗装工 (2級)	【3年】																0								L			$oldsymbol{ol}oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{ol}oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{ol{ol}}}}}}}}}}}}}}}}}}}$
	91	噴霧塗装(1級)																	0											
	91	噴霧塗装(2級)	【3年】						1										0							\top		1		П
	67	路面標示施工	12		1		1		1										Ō											

記号の説明

- ◎:監理技術者資格
- 〇:主任技術者資格

平成28年6月1日以降の技術者資格コード表

根拠法令	コード	資格区分	実務経験 必要年数	±	建	大	左	٤	石	屋	電	管	タ 鋼	筋	舗	しゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具 7	水 洋	肖清	解
	92	畳製作・畳工(1級)																			0									
職	92	畳製作・畳工 (2級)	【3年】																		0									
業	93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(1級)																			0									
能	93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(2級)	【3年】																		0									
月七	94	熱絶縁施工(1級)																					0							
ᅵᄁ	94	熱絶縁施工(2級)	【3年】																				0							
開	95	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工(1級)																								- (0			
発	95	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工(2級)	【3年】																							1	0			
促	96	造園 (1級)																							0					
進	96	造園 (2級)	【3年】																						0					
	97	防水施工(1級)																		0										
法	97	防水施工(2級)	【3年】																	0										
	98	さく井(1級)																								0				
	98	さく井 (2級)	【3年】																							0				
	61	地すべり防止工事	【1年】					0																		0				
	6A	地すべり防止工事(解体工事業みなし技術者)	【1年】					0																		0				Δ
	40	基礎ぐい工事						0																						
	62	建築設備士	【1年】								0 (0																		
7	63	計装	【1年】								0 (0																		
1 6	60	解体工事																												0
の	99	建設業法施行規則第7条の3の第1号、第2号(上記コード11~98に該当するものを除く)及び第3号該当																												
一他	9A	(事務管理用)																												
	01	法第7条第2号イ該当																												
	0A	(事務管理用)	該当する	業種	(平成	28年	5月3 ⁻	1日に	以前	こ「とび	· 土工	工事第	き」で主	任技徒	行者資	恪(監:	理技術	i 者資	各)を行	导てい	るもの	のは、	「解体	工事	業」につ	ついて.	△(監	理技術	j者資	各に対
	02	法第7条第2号口該当													し	ては⊿	((
ı	OP	(事務管理用)																												

根拠法令 ①電気工事士法·電気事業法 ②電気通信事業法

03 法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上) 04 法第15条第2号ハ該当(同号口と同等以上)

③水道法

④消防法

- ◎:監理技術者資格

- ★:平成33年3月31日までは監理者資格を有するとみなす(実務経験1年又は登録解体工事講習者は◎に移行可能)
 ☆:平成33年3月31日までは主任技術者資格を有するとみなす(実務経験1年又は登録解体工事講習受講者は〇に移行可能)
- ▲: 平成33年3月31日までは監理技術者資格を有するとみなす(◎には移行不可能) △: 平成33年3月31日までは主任技術者資格を有するとみなす(○には移行不可能)